令和6年分
株式等の譲渡所得等の申告のしかた

○　令和６年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和７年２月17日（月）から同年３月17日（月）までです。
　なお、還付申告書は、令和７年２月14日（金）以前でも提出できます。
○　令和６年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、令和７年３月17日（月）です。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成・e-Taxで送信!

✔ e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
  ※メンテナンス時間を除きます
- 申告書をデータで保存可能
- 添付書類はPDFで送信可能
- 早期還付（3週間程度で還付）
  ※書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

すでに約70%の方がe-Taxで申告しています！

キャッシュレス納付で待ち時間不要!

- ✔ 自宅から納付可能
- ✔ PCやスマホから簡単手続
- ✔ 現金の準備が不要

▷納付手続についてはこちら

株式や配当はスマホでも申告できます!

マイナちゃん

○　「確定申告書等作成コーナー」では、株式の売却損益や受け取った配当等に係る申告書を、スマホで簡単に作成することができます。
○　マイナポータル連携を利用することで、申告書を作成する際に特定口座年間取引報告書の記載内容（金額・証券会社情報など）が自動入力されます。

▷作成はこちら

確定申告でお困りのときは

動画で見る確定申告

○　確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内しております。

税務相談チャットボット

○　お問い合わせ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）が自動でお答えします。

税務職員ふたば

目　次

(ページ)

(1)　国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等の作成…… 3
(2)　確定申告書の記載手順…… 4～5
(3)　【事例１】上場株式等と一般株式等を譲渡したケース …… 6～13
(4)　【事例２】上場株式に係る譲渡損失を翌年以後に繰り越すケース …… 14～19
(5)　【事例３】特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース …… 20～25
(6)　【事例４】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース … 26～30
(7)　【参考１】令和６年分　株式等の譲渡所得等のあらまし …… 31
　Ⅰ　株式譲渡益課税のあらまし…… 31
　Ⅱ　取得費（取得価額）…… 33
　Ⅲ　譲渡所得等の金額及び税額の計算…… 35
　Ⅳ　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例…… 36
　Ⅴ　特定口座制度…… 38
　Ⅵ　株式等に係る譲渡所得等のその他の特例…… 42
　Ⅶ　上場株式等の配当等の課税関係…… 45
(8)　【参考２】株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類 … 46
(9)　【参考３】給与所得金額の計算表など …… 47

はじめに

○　有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の方法により課税されます。

○　この冊子は、株式等に係る譲渡所得等に関する申告書の作成方法等を記載しています。申告書の作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）と併せてご覧ください。

○　この冊子では、「令和６年分における所得税額の特別控除」を「定額減税」といいます。

○　株式等に係る譲渡所得等の申告は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」の申告書用紙で行います。

　この場合、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で行います。

　なお、税制適格ストック・オプションの適用を受けて取得した株式を譲渡した場合など一定の場合は、使用する計算明細書が異なります。詳しくは、46ページをご覧ください。

○　各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

○　申告書の提出は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。

送付先を調べる

　郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

　なお、令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

　詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の１ページをご覧ください。

○　税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

注 意 点

○　株式等に係る譲渡所得等に対しては、**地方税（住民税）**も課税されます。

　なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません（住民税については41ページの**「参考事項２」**参照）。

○　**あなた（株式等をお売りになった方）を控除の対象者として、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」、「定額減税」などの適用を受けている方がいる場合**には、あなたの合計所得金額（８ページ参照）によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。特に、これらの**控除を受けている方が給与所得者の場合はご注意ください。**

○　平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（各年分の所得税額の2.1％）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等の作成

申告書作成開始までの流れ（スマートフォンでの操作）

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスします。

確定申告書等作成コーナー

2 「作成開始」と「次へ」をタップします。

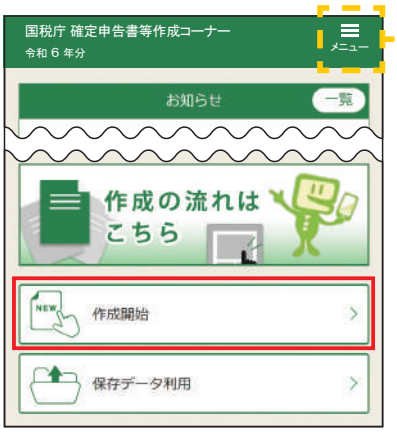

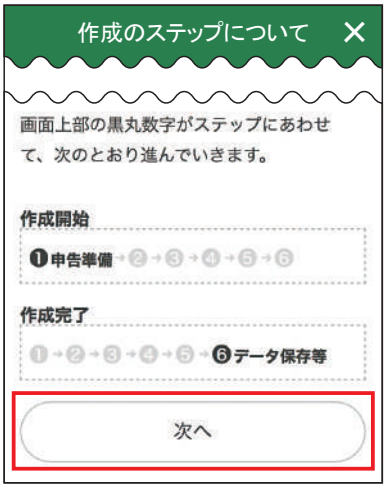

3 「所得税」と「令和６年分」を選択し、マイナンバーカードに関する質問に回答します。「次へ」をタップすると申告書の作成に進みます。

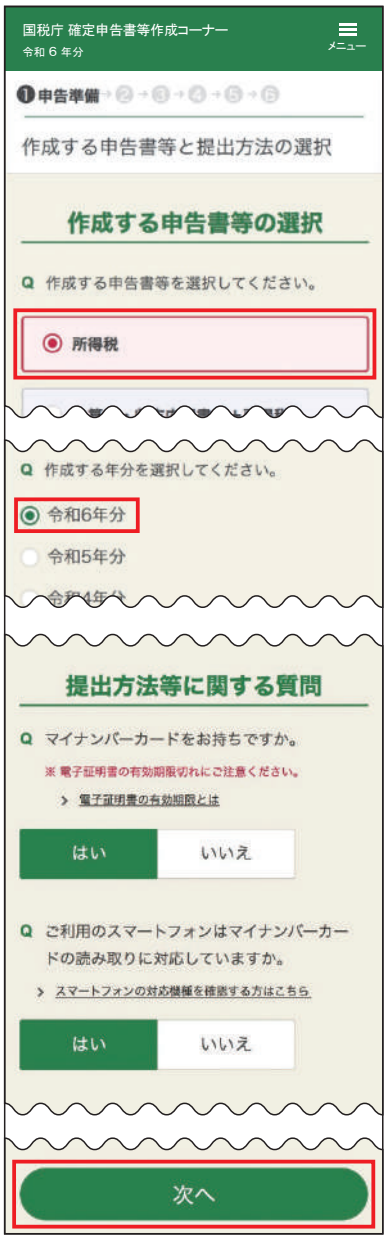

「メニュー」ボタンもご活用ください！

- **よくある質問**
  確定申告書等作成コーナーの各画面の入力例や、所得税に関する問い合わせの多い質問などを掲載しています。
- **確定申告特集ページ**
  申告・納税期限のほか、e-Taxの利用方法や納税の方法など、申告に関する情報を紹介しています。
  確定申告特集ページ内の、「株式の売却をした方や配当等を受け取った方へ」のページには、確定申告書等作成コーナーの操作動画や、入力に関する操作マニュアルを掲載しています。

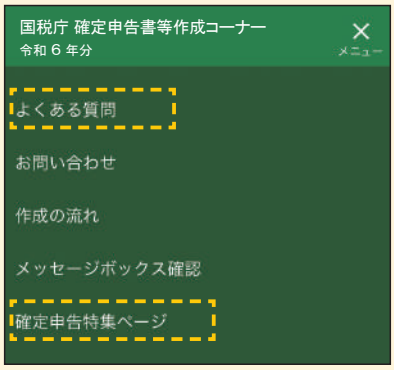

確定申告特集ページ「株式の売却をした方や配当等を受け取った方へ」はこちら

マイナポータル連携を利用すれば、特定口座年間取引報告書のデータが自動入力されます！

「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成する際に、マイナンバーカードを使用してマイナポータル連携を行うことで、**特定口座年間取引報告書の情報を一括で取得し、自動入力**することができます。

なお、マイナポータル連携に対応している証券会社等の情報は、国税庁ホームページの「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」をご確認ください。

※　マイナポータル連携のご利用に当たっては、事前準備が必要となります。

▷詳しくはこちら

確定申告書の記載手順

○ 「**確定申告書**」は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例１】（６～13ページ）に基づいて作成した「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」を示して、申告書の記載手順を説明します。

○ 記載手順は、矢印と番号（❶～❼）で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、６ページ以降の【事例１】から【事例４】をご覧ください。

なお、「**確定申告書**」の作成に先立って、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」などの各種明細書（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を作成します（税制適格ストック・オプションの適用を受けて取得した株式を譲渡した場合など一定の場合は、使用する明細書等が異なります。詳しくは、46ページをご覧ください。）。

（手書きした部分は、便宜上、**青色**で表示しています。）

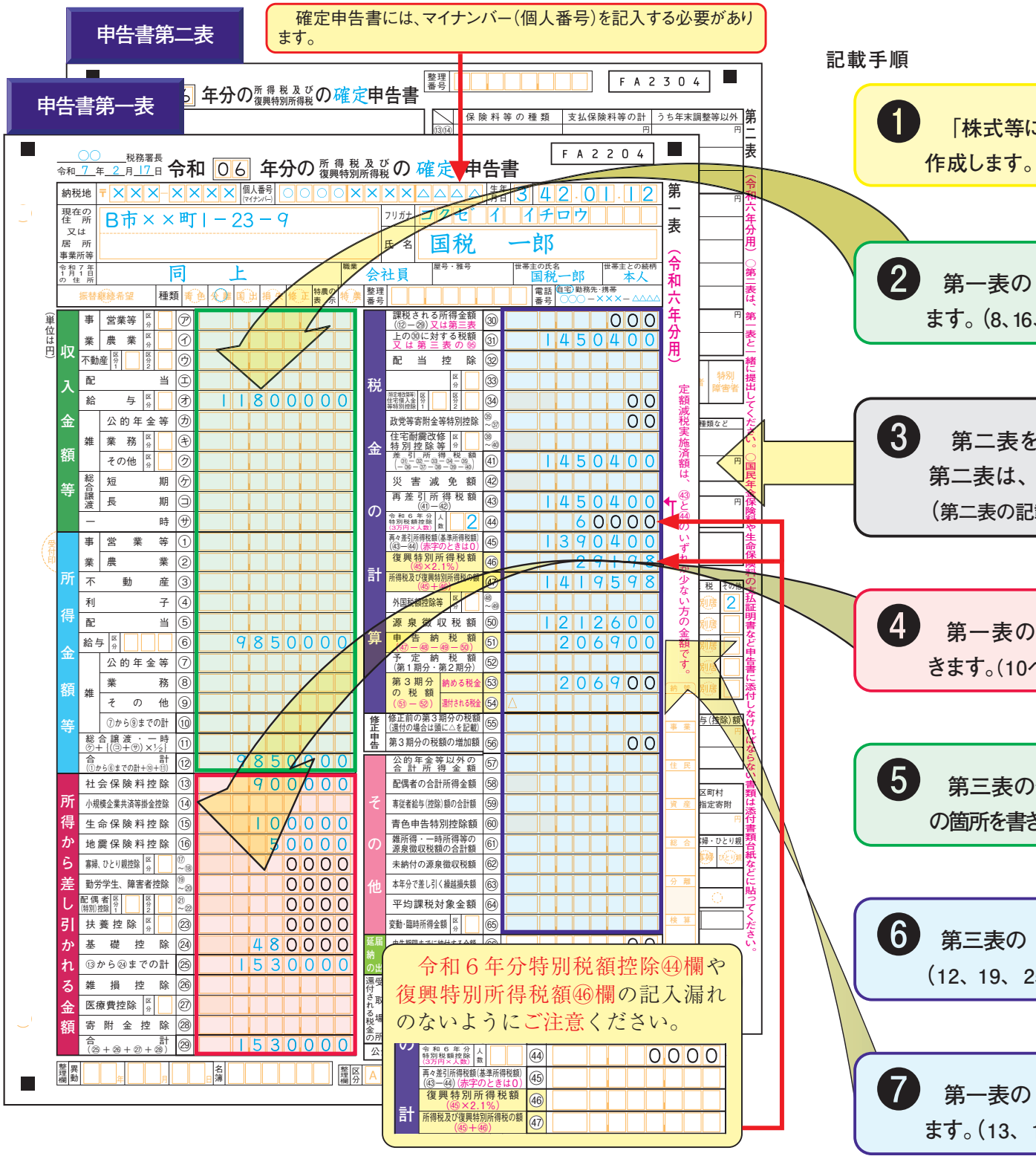

記載手順

❶ 「株式等に係る譲
作成します。（6~7、

❷ 第一表の 収入金
ます。（8、16、22ペー

❸ 第二表を作成し
第二表は、❷及び
（第二表の記載例は、

❹ 第一表の 所得か
きます。（10ページ参

❺ 第三表の分離課
の箇所を書きます。

❻ 第三表の 税金の
（12、19、25ページ

❼ 第一表の 税金の
ます。（13、19、25

申告書記載に当たって

記載に当たっては、次の点にご留意ください。

1　申告書等は、黒いインクの**ボールペン**で書いてください(消せるボールペンは使用しないでください。)。
　なお、複写式となっている申告書は、２枚目(控用)を取り外して使用しても差し支えありません。

2　フリガナは、濁点「゛」半濁点「゜」は**一字分**とし、姓と名の間は**一字空けて**ください。

3　マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際には、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書いてください。
　なお、１億円以上の金額がある場合は、右の記載例にならって書いてください。

4　記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、その上の欄などの余白に適宜書いてください。

【記載例】

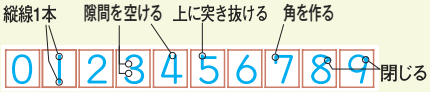

【記載例】（金額が1,234,500,000円の場合）

【記載例】

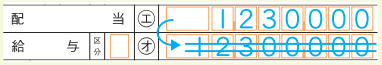

渡所得等の金額の計算明細書」等を
14~15、20~21、26~30ページ参照)

額等 と 所得金額等 の箇所を書き
ジ参照)

ます。
❹の記載と併せて作成します。
9、17、23ページを参照してください。)

ら差し引かれる金額 の箇所を書
照)

税の 収入金額 や 所得金額 など
(11、18、24ページ参照)

計算 、その他 の箇所を書きます。
参照)

計算 、その他 などの箇所を書き
ページ参照)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

申告書第三表(分離課税用)

1 面

【令和 6 年分】

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書(分離課税用)　FA2401

第三表

住所(屋号)：B市××町1－23－9
氏名：国税　一郎（コクゼイ　イチロウ）

整理番号　一連番号

特例適用条文

法	条	項	号
所法 措法 震法	条の 条の 条の	の の	項 項 項	号 号 号

(単位は円)

収入金額	分離課税 短期譲渡	一般分	シ	
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般分	セ	
		特定分	ソ	
		軽課分	タ	
	一般株式等の譲渡		チ	3500000
	上場株式等の譲渡		ツ	24000000
	上場株式等の配当等		テ	
	先物取引		ト	
	山林		ナ	
	退職		ニ	
所得金額	分離課税 短期譲渡	一般分	㊽	
		軽減分	㊾	
	長期譲渡	一般分	㊿	
		特定分	51	
		軽課分	52	
	一般株式等の譲渡		53	1525000
	上場株式等の譲渡		54	10005000
	上場株式等の配当等		55	
	先物取引		56	
	山林		57	
	退職		58	
税金の計算	総合課税の合計額(申告書第一表の32)		12	9850000
	所得から差し引かれる金額(申告書第一表の29)		29	1530000
	課税される所得金額	12 対応分	79	8320000
		68 69 対応分	80	000
		70 71 72 対応分	81	000
		73 74 対応分	82	1152000
		75 対応分	83	000
		76 対応分	84	000
		77 対応分	85	000
		78 対応分	86	000

税金の計算	税額	79 対応分	87	1277600
		80 対応分	88	
		81 対応分	89	
		82 対応分	90	172800
		83 対応分	91	
		84 対応分	92	
		85 対応分	93	
		86 対応分	94	
	87から94までの合計(申告書第一表の35に転記)		95	1450400
その他	株式等	本年分の73、74から差し引く繰越損失額	96	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	97	
	配当等	本年分の75から差し引く繰越損失額	98	
	先物取引	本年分の76から差し引く繰越損失額	99	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	100	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額(収入金額－必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		101		
特別控除額の合計額		102		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額　103

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理欄：A B C 申告等年月日　D E F 通算　取得期限　特例期間　資産　入力　申告区分

○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

【事例1】　上場株式等と一般株式等を譲渡したケース

私は、令和６年中にＳ証券西口支店とＴ証券東口支店の特定口座（源泉徴収は選択していません。）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分（Ｓ証券）	800,000円	280,000円	520,000円
上場分（Ｔ証券）	200,000円	103,000円	97,000円

また、この他に次の株式を売却しました（特定口座は利用していません。）。
なお、上場株式（Ｂ不動産）の売却（Ｕ証券本店への売委託）の際の委託手数料は、16,500 円です。

銘柄	購入日	取得株数	購入金額	売渡日	売却株数	売却金額
Ａ興産（非上場株式）	平成18年１月18日	500株	197,500円	令和６年６月３日	500株	350,000円
Ｂ不動産（上場株式）	平成31年１月４日	1,000株	650,000円	令和６年９月２日	2,000株	1,400,000円
	平成31年２月８日	2,000株	850,000円			

私は、これらの収入以外に給与（収入金額 1,180 万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

❶　「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には**「上場株式等」**に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には**「一般株式等」**に、右のように2面から転記してください。
この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、合計して**「上場株式等」**に転記してください。
※　上場株式等の相対取引など（37 ページの２の（注２）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

譲渡による収入金額について右のように2面から転記してください。

取得費（取得価額）について右のように2面から転記してください。
なお、取得費についての詳細は、33 ページから 35 ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った**委託手数料**を右のように2面から転記してください。

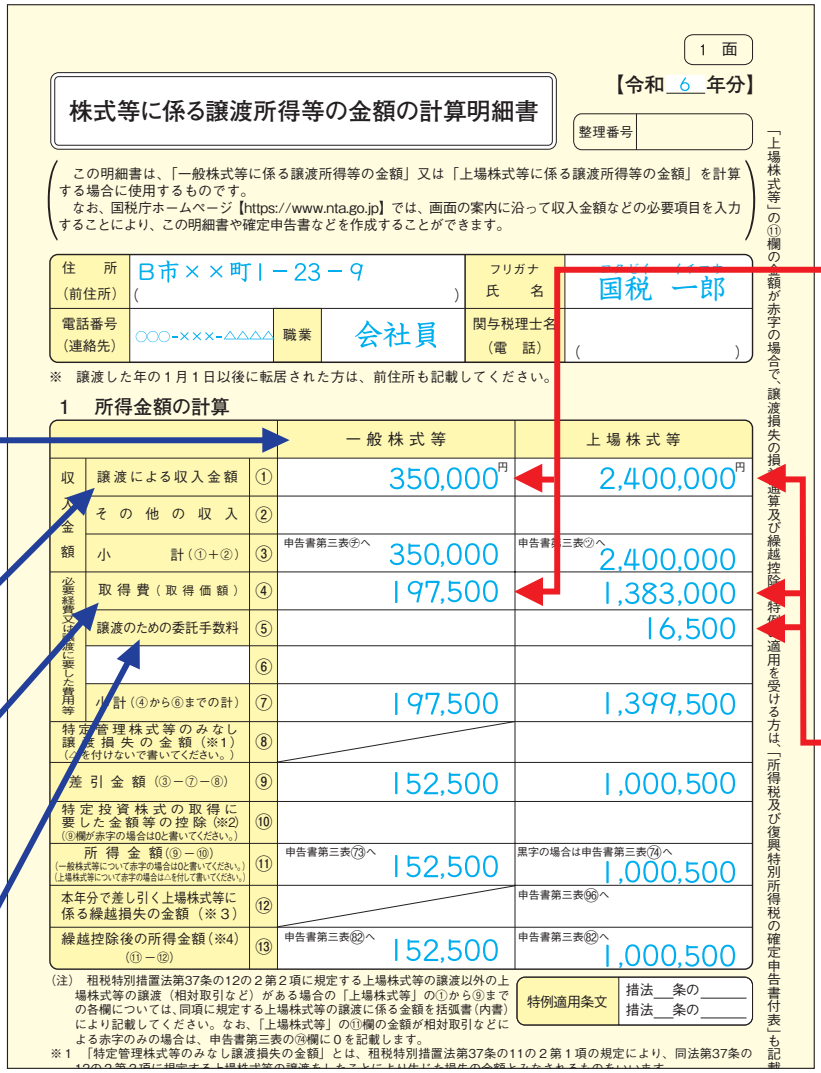

1　面

【令和 6 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

（この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。）

住所（前住所）	B市××町1－23－9（　）	フリガナ 氏名	国税　一郎
電話番号（連絡先）	○○○-×××-△△△△ 職業 会社員	関与税理士名（電話）	（　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	350,000円	2,400,000円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㉙へ 350,000	申告書第三表㉚へ 2,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	197,500	1,383,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		16,500
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	197,500	1,399,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	152,500	1,000,500
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）		⑪	申告書第三表㉓へ 152,500	黒字の場合は申告書第三表㉔へ 1,000,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㊻へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表㊷へ 152,500	申告書第三表㊷へ 1,000,500

（注）　租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の㉓欄に０を記載します。

特例適用条文　措法__条の____　措法__条の____

※１　「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の２第１項の規定により、同法第37条の

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除（特例）の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、1面の**上場株式等の「譲渡による収入金額」欄（①）**と**「取得費（取得価額）」欄（④）**には、それぞれ次の金額を書いてください。

	特定口座の上場株式等に係る譲渡（2面 2）		特定口座以外の上場株式等に係る譲渡（2面【参考】）	
【収入金額】	1,000,000 円	＋	1,400,000 円	＝ 2,400,000 円
【取得費】	383,000 円	＋	1,000,000 円	＝ 1,383,000 円

【事例1】の解説

○　あなたが取引されたもののうち、Ｓ証券とＴ証券の特定口座の株式とＢ不動産の株式は、「上場株式等」に該当します。

　また、上場していないＡ興産の株式については、「一般株式等」に該当します。

　これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額		必要経費等		差引金額
（一般株式等）	350,000 円	－	197,500 円	＝	152,500 円
（上場株式等）	2,400,000 円	－	1,399,500 円	＝	1,000,500 円

○　また、株式の売却などにより合計所得金額（８ページ参照）が**1,000 万円を超える場合**には、**「配偶者（特別）控除」の適用を受けることはできません**（配偶者（特別）控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される金額が異なります。詳しくは、10 ページをご確認ください。）。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。

　なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、**「申告書第一表、第二表」**及び**「申告書第三表（分離課税用）」**で行いますので、８ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

　この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**206,900 円**となります。

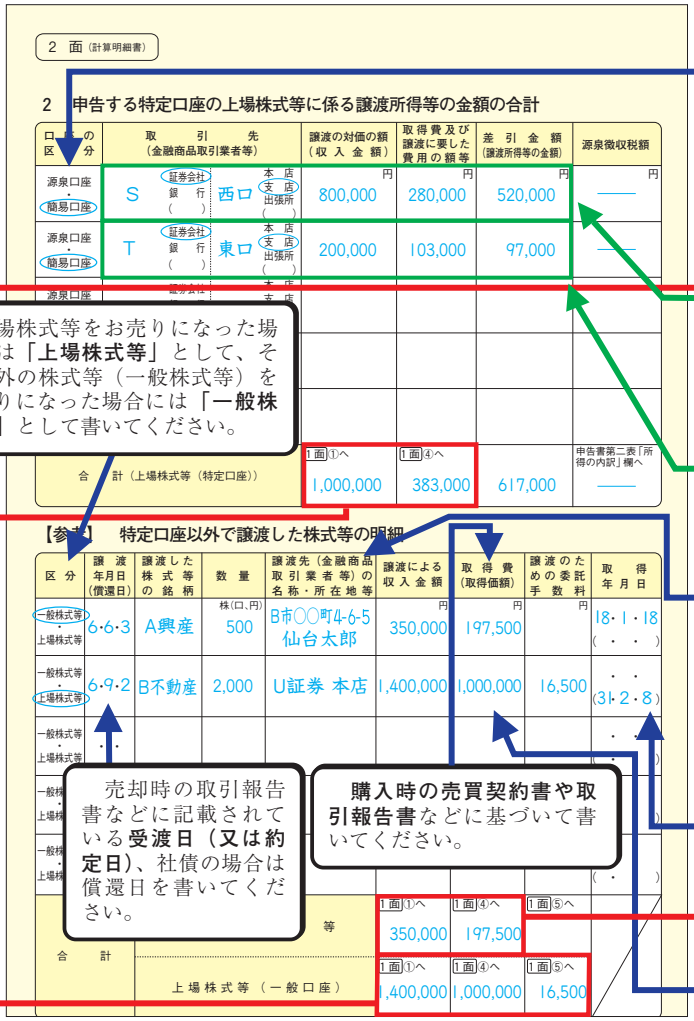

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

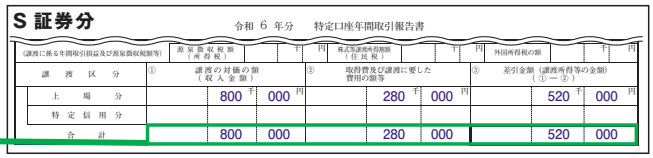

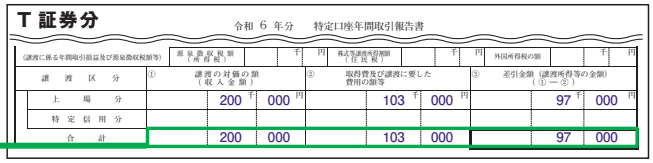

上場株式等をお売りになった場合には**「上場株式等」**として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には**「一般株式等」**として書いてください。

譲渡先の名称・所在地等を書いてください（**名称・法人番号**の記載でも差し支えありません。）。

　金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、**金融商品取引業者（支店等）**名を書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**、社債の場合は償還日を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

購入時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**を書いてください。

　同一銘柄の株式等を２回以上にわたって取得している場合には、（　）**内に最も新しい取得年月日**を書いてください。

上場株式等については、**金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料**を書いてください。

　なお、一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。

　また、記入欄が足りない場合は、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

売却した同一銘柄の株式等を２回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、**総平均法に準ずる方法**によって算出した１単位当たりの金額を基として計算します（34 ページ参照）。

　この事例では、Ｂ不動産の株式の取得費は次のとおり計算します。

$$\frac{650{,}000\text{ 円} + 850{,}000\text{ 円}}{1{,}000\text{ 株} + 2{,}000\text{ 株}} = 500\text{ 円（1 株当たりの金額）}$$

500 円× 2,000 株＝ 1,000,000 円（取得費）

❷ 第一表の 収入金額等 と 所得金額等 の箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の７ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、提出年月日などを書いてください。
空白部分には「**確定**」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※　住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、住所地以外で申告される場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、令和７年１月１日現在の住所を書いてください。

申告書第一表（上部）

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

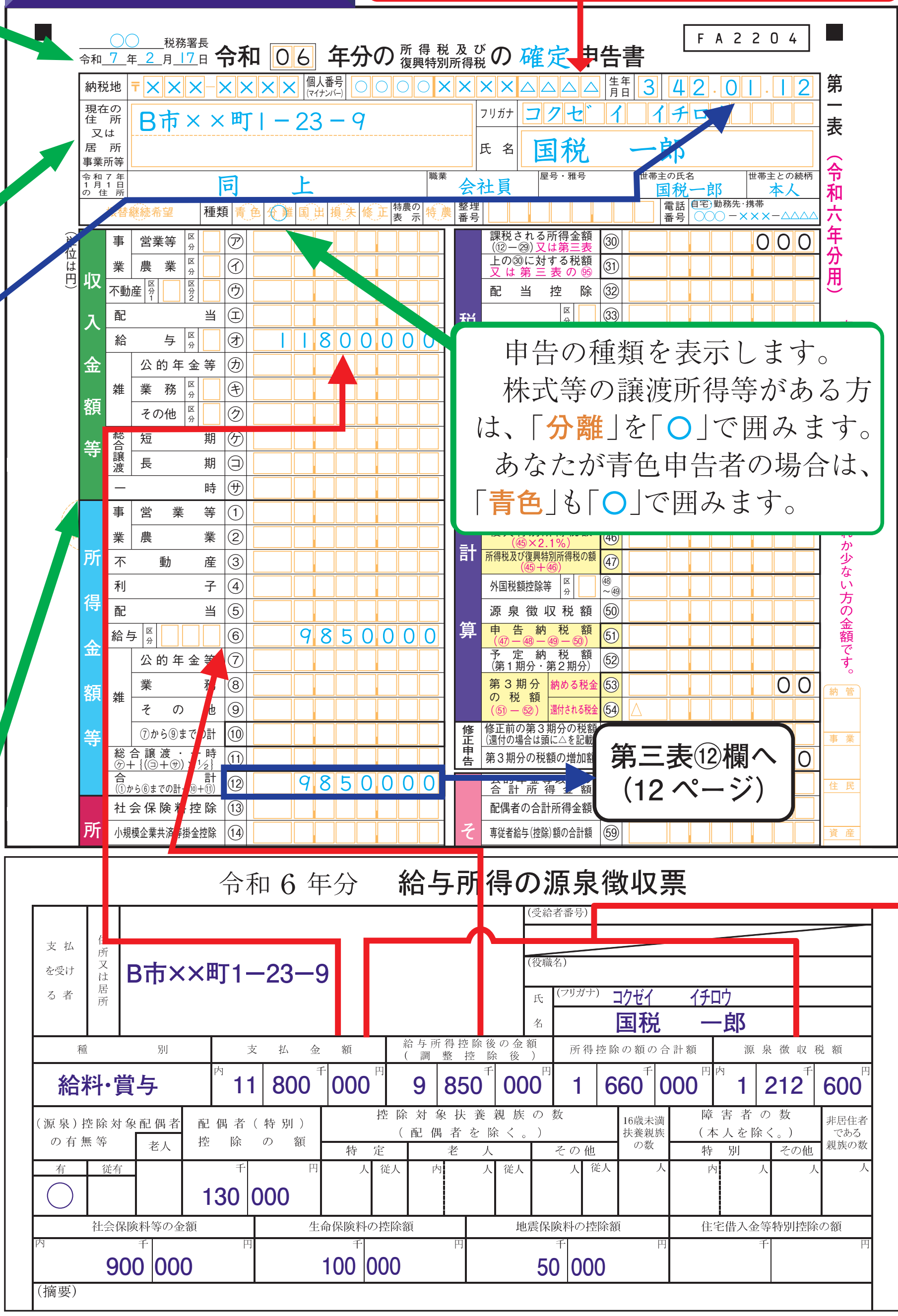

申告の種類を表示します。
株式等の譲渡所得等がある方は、「**分離**」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「**青色**」も「○」で囲みます。

第三表⑫欄へ（12ページ）

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、47ページの「**1　給与所得金額の計算表**」で求めることができます。
なお、この事例のように**給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（47ページ）の②に該当しない場合**には、「**給与所得の源泉徴収票**」から右のように転記できます。

※　「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415　給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※　税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

☞ **合計所得金額とは・・・**
第一表の 所得金額等 「⑫合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（11ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

❸ 第二表を作成します。

○　作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の６ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

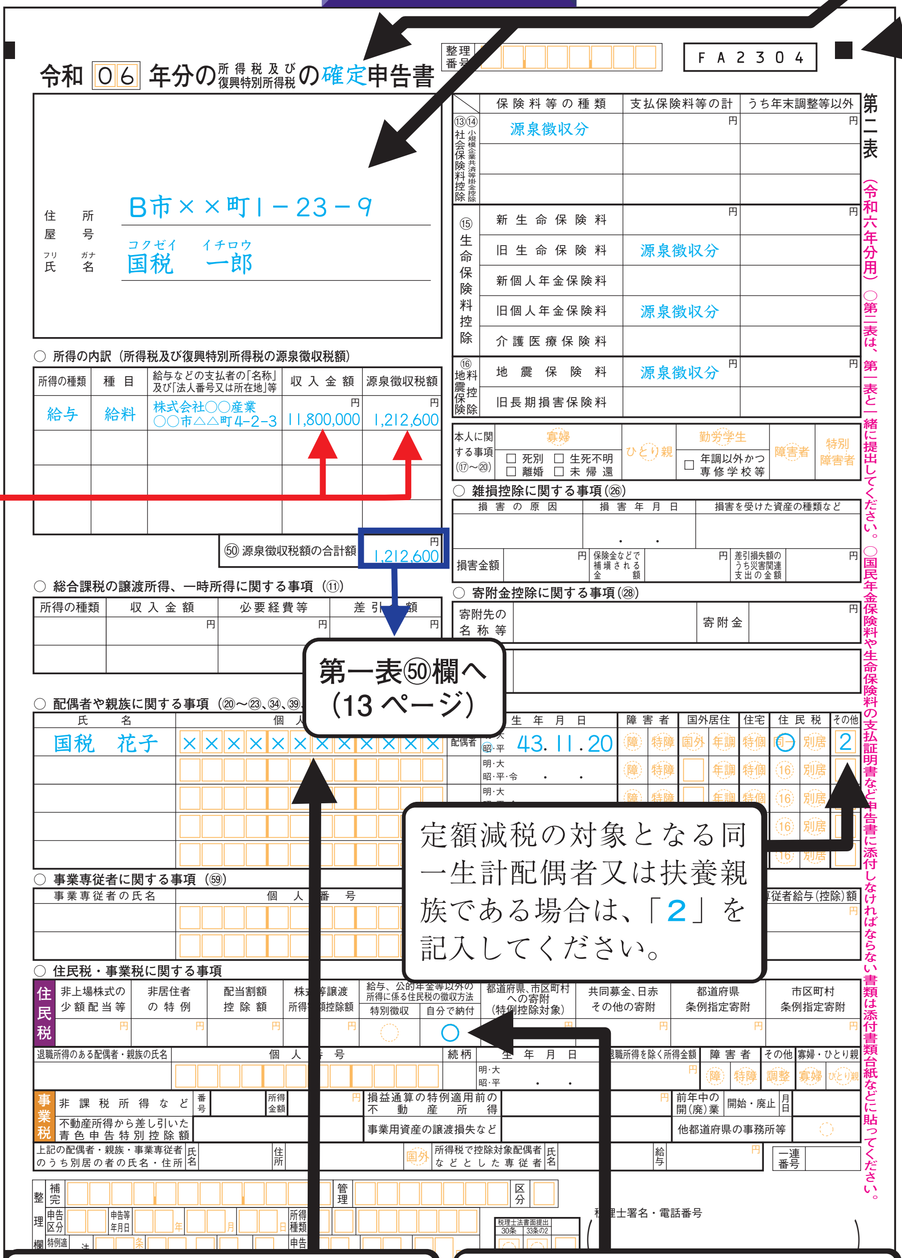

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○ **「社会保険料控除」欄など**

第一表の⑬欄から㉔欄までの全ての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、第二表の各所得控除の該当欄は、記入を省略できます。

ただし、同一生計配偶者又は扶養親族について年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けた場合であっても、あなたの申告においてその同一生計配偶者又は扶養親族についての定額減税の適用があるときは、記入を省略できません。

この事例では、配偶者控除の金額が、年末調整を受けた金額と異なりますので、第二表の各所得控除の該当欄の記入は省略できません。この場合、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の該当欄に「**源泉徴収分**」と書きます。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る１契約９千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の 41 ページを参照してください。）。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**地震保険料**と**旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

この事例では、あなた（株式等をお売りになった方）の**合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者（特別）控除」**(10ページ参照)**の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。**

詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の 19 ページから 20 ページを参照してください。

○ **住民税・事業税に関する事項**

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和７年４月１日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「**特別徴収**」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「**自分で納付**」の□に○を記入してください。

❹ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額は、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

☞ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に**年末調整**により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を**「給与所得の源泉徴収票」**から転記することができます。

※ ⑬欄から㉔欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉔欄までの記入を省略し、㉕欄に**「給与所得の源泉徴収票」**の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

申告書第一表（左下部）

所得から差し引かれる金額			
社会保険料控除	⑬	900000	
小規模企業共済等掛金控除	⑭		
生命保険料控除	⑮	100000	
地震保険料控除	⑯	50000	
寡婦、ひとり親控除	区分 ⑰～⑱	0000	
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	0000	
配偶者（特別）控除	区分1 区分2 ㉑～㉒	0000	
扶養控除	区分 ㉓	0000	
基礎控除	㉔	480000	
⑬から㉔までの計	㉕	1530000	
雑損控除	㉖		
医療費控除	区分 ㉗		
寄附金控除	㉘		
合計（㉕＋㉖＋㉗＋㉘）	㉙	1530000	

令和６年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	B市××町1−23−9
氏名	コクゼイ　イチロウ　国税　一郎
種別	給料・賞与
支払金額	11,800,000
給与所得控除後の金額（調整控除後）	9,850,000
所得控除の額の合計額	1,660,000
源泉徴収税額	1,212,600
配偶者（特別）控除の額	130,000
社会保険料等の金額	900,000
生命保険料の控除額	100,000
地震保険料の控除額	50,000

この事例の場合、**合計所得金額**（８、11ページ参照）が1,000万円を超えていますので、**「配偶者（特別）控除」**は適用できません。

第三表㉙欄へ（12ページ）

㉑～㉒ 配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

○ あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。

○ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

○ 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。

○ 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分１」の□に「１」と記入してください。

○ **「控除対象配偶者」**とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

○ **「老人控除対象配偶者」**とは、控除対象配偶者のうち、昭和30年１月１日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

〔配偶者（特別）控除額〕

配偶者の合計所得金額	あなた（居住者）の合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除の種類
48万円以下（控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	配偶者控除
48万円超　95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円	配偶者特別控除
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者特別控除
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円	配偶者特別控除
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円	配偶者特別控除
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円	配偶者特別控除
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者特別控除
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円	配偶者特別控除
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円	配偶者特別控除
133万円超	0円	0円	0円	配偶者特別控除

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

○ **「控除対象扶養親族」**とは、扶養親族のうち、平成21年１月１日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）で一定の方をいいます。

○ **「特定扶養親族」**とは、控除対象扶養親族のうち、平成14年１月２日から平成18年１月１日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）をいいます。

○ **「老人扶養親族」**とは、控除対象扶養親族のうち、昭和30年１月１日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

○ **「同居老親等」**とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

〔扶養控除額〕

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

㉔ 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて適用される控除です。

○ あなたの合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超　2,450万円以下	32万円
2,450万円超　2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

❺　第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定 申告書（分離課税用）　F A 2 4 0 1

第三表（令和六年分以降用）

住所・屋号	B市××町1－23－9
フリガナ	コクゼイ　イチロウ
氏名	国税　一郎

整理番号　一連番号

特例適用条文：所法 措法 震法　条の　項　号

（単位は円）

区分				記号	金額
収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㋛	
			軽減分	㋜	
		長期譲渡	一般分	㋝	
			特定分	㋞	
			軽課分	㋟	
		一般株式等の譲渡		㋠	350000
		上場株式等の譲渡		㋡	2400000
		上場株式等の配当等		㋢	
		先物取引		㋣	
	山林			㋤	
	退職			㋥	
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	68	
			軽減分	69	
		長期譲渡	一般分	70	
			特定分	71	
			軽課分	72	
		一般株式等の譲渡		73	152500
		上場株式等の譲渡		74	1000500
		上場株式等の配当等		75	
		先物取引		76	
	山林			77	
	退職			78	
税	総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）			12	
	所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）			29	

区分			記号	金額
税金の計算	税額	⑦⑨ 対応分	87	
		⑧⓪ 対応分	88	
		⑧① 対応分	89	
		⑧② 対応分	90	
		⑧③ 対応分	91	
		⑧④ 対応分	92	
		⑧⑤ 対応分	93	
		⑧⑥ 対応分	94	
	87から94までの合計（申告書第一表の㉛に転記）		95	
その他	株式等	本年分の73、74から差し引く繰越損失額	96	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	97	
	配当等	本年分の75から差し引く繰越損失額	98	
	先物取引	本年分の76から差し引く繰越損失額	99	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	100	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円

差引金額の合計額	101	
特別控除額の合計額	102	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	103	

○ 退職所得に関する事項

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額　所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面）

※　譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

区分		番号	一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	350,000円	2,400,000円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋠へ 350,000	申告書第三表㋡へ 2,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	197,500	1,383,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		16,500
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	197,500	1,399,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	152,500	1,000,500
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）		⑪	申告書第三表73へ 152,500	黒字の場合は申告書第三表74へ 1,000,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表96へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表82へ 152,500	申告書第三表82へ 1,000,500

☞　**合計所得金額**（8ページ参照）
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下の**イ**から**ハ**までの合計額です。

イ　第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ　第三表の所得金額「73 一般株式等の譲渡」欄の金額（赤字の場合には0とします。）

ハ　第三表の所得金額「74 上場株式等の譲渡」欄の金額（赤字の場合には0とします。）

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	1,000,500円
合計所得金額	11,003,000円

❻ 第三表の 税金の計算 の箇所を書きます。

第一表の 所得金額等 「⑫合計」欄に記載した金額（8ページ参照）と 所得から差し引かれる金額 「㉙合計」欄に記載した金額（10ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は0円） － ㉙欄の金額 ＝ A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㊾欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に㊽欄から㊽欄までの金額を、対応する㊿欄から(86)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、㊽欄から㊽欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する㊿欄から(86)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉙欄の金額(1,530,000円）が⑫欄の金額(9,850,000円）から引ききれていますから、その残額である8,320,000円を㊾欄に書き、㊸欄、㊹欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を㊷欄に書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

所得金額	分離課税	短期譲渡 一般分	㊽	
		短期譲渡 軽減分	㊾	
		長期譲渡 一般分	㊿	
		長期譲渡 特定分	(71)	
		長期譲渡 軽課分	(72)	
		一般株式等の譲渡	(73)	152500
		上場株式等の譲渡	(74)	1000500
		上場株式等の配当等	(75)	
		先物取引	(76)	
	山林		(77)	
	退職		(78)	
税金の計算	総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）		⑫	9850000
	所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）		㉙	1530000
	課税される所得金額	⑫ 対応分	㊾	8320000
		㊽㊾ 対応分	㊿	000
		(70)(71)(72) 対応分	(81)	000
		(73)(74) 対応分	(82)	1152000
		(75) 対応分	(83)	000
		(76) 対応分	(84)	000
		(77) 対応分	(85)	000
		(78) 対応分	(86)	000

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

税金の計算	税額	㊾ 対応分	(87) 1277600
		㊿ 対応分	(88)
		(81) 対応分	(89)
		(82) 対応分	(90) 172800
		(83) 対応分	(91)
		(84) 対応分	(92)
		(85) 対応分	(93)
		(86) 対応分	(94)
	(87)から(94)までの合計（申告書第一表の㉛に転記）		(95) 1450400

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

47ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額（㊾欄）		所得税の税率		控除額		総合課税の所得金額に対する税額	
8,320,000円	×	0.23	－	636,000円	＝	1,277,600円	……（(87)欄に書きます。）

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように(82)欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額（(82)欄）		所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額	
【一般株式等】	152,000円	×	0.15	＝	22,800円	
【上場株式等】	1,000,000円	×	0.15	＝	150,000円	
合計金額	22,800円	＋	150,000円	＝	172,800円	……（(90)欄に書きます。）

❼ 第一表の 税金の計算 、 その他 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表（右部）

税金の計算	課税される所得金額（⑫－㉙）又は第三表	㉚	000	年分用）
	上の㉚に対する税額 又は第三表の㉟	㉛	1450400	
	配当控除	㉜		
	区分	㉝		
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分1 区分2	㉞	00	定額減税実施後は、㊹のいずれか少ない方の金額です。
	政党等寄附金等特別控除	㉟～㊲	00	
	住宅耐震改修特別控除等 区分	㊳～㊵		
	差引所得税額（㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵）	㊶	1450400	
	災害減免額	㊷		
	再差引所得税額（㊶－㊷）	㊸	1450400	
	令和６年分特別税額控除（3万円×人数） 人数 2	㊹	60000	
	再々差引所得税額（基準所得税額）（㊸－㊹）（赤字のときは0）	㊺	1390400	
	復興特別所得税額（㊺×2.1%）	㊻	29198	
	所得税及び復興特別所得税の額（㊺＋㊻）	㊼	1419598	
	外国税額控除等 区分	㊽～㊾		
	源泉徴収税額	㊿	1212600	
	申告納税額（㊼－㊽－㊾－㊿）	51	206900	
	予定納税額（第１期分・第２期分）	52		
	第３期分の税額（51－52） 納める税金	53	206900	税管
	第３期分の税額（51－52） 還付される税金	54	△	
修正申告	修正前の第３期分の税額（還付の場合は頭に△を記載）	55		事業
	第３期分の税額の増加額	56	00	
その他	公的年金等以外の合計所得金額	57		住民
	配偶者の合計所得金額	58		
	専従者給与（控除）額の合計額	59		資産
	青色申告特別控除額	60		
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	61		総合
	未納付の源泉徴収税額	62		
	本年分で差し引く繰越損失額	63		分離
	平均課税対象金額	64		
	変動・臨時所得金額 区分	65		検算
延納届出	申告期限までに納付する金額	66	00	
	延納届出額	67	000	通信日付印

転記します。

「㉜配当控除」、「㉞（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」、「㉟～㊲政党等寄附金等特別控除」、「㊳～㊵住宅耐震改修特別控除等」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

㊶ 差引所得税額

㉛欄に転記した税額から㉜欄、㉝欄、㉞欄、㉟～㊲欄、㊳～㊵欄を差し引いた金額（**赤字**のときは**0**）を書いてください。

㊸ 再差引所得税額

㊶欄の金額から「㊷災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

㊹ 令和６年分特別税額控除、**㊺ 再々差引所得税額（基準所得税額）**

定額減税の合計額を㊹欄に書いてください。

なお、「人数」欄の□には、あなたを含めた控除の対象となる人数を書きます。

また、㊸欄の金額から㊹欄の金額を差し引いた金額（**赤字**のときは**0**）を㊺欄に書いてください。

㊻ 復興特別所得税額、**㊼ 所得税及び復興特別所得税の額**

㊺欄の金額に**2.1%を乗じた金額**（１円未満の端数を切り捨てた金額）を㊻欄に書いてください。

また、㊺欄の金額と㊻欄の金額の合計額を㊼欄に書いてください。

㊿ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」の「㊿源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください（９ページ参照）。

51 申告納税額

㊼欄の金額から「㊽～㊾外国税額控除等」、「㊿源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ☞ 100円未満の端数を切り捨てた金額（100円未満のときは**0**）を書きます。

赤字の場合 ☞ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「㊸**納める税金**」の２分の１以上の金額を**令和７年３月17日（月）**までに納付することにより、その残額を、**令和７年６月２日（月）**まで延納することができます。

なお、**延納期間中は利子税がかかります**。

☞ 振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和７年３月17日（月）までに「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」をe-Taxを利用して**オンライン提出**するか、国税庁ホームページからダウンロード又は「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の45ページを手引きから切り離し、必要事項を記入のうえ、所轄税務署又は利用される金融機関へ提出してください（内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。）。

なお、e-Taxを利用して提出する場合の手続方法は、国税庁ホームページの「振替依頼書オンライン提出の流れ」をご覧ください。

【事例２】　上場株式に係る譲渡損失を翌年以後に繰り越すケース

私は、令和６年中に次の上場株式を、W証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
H設備	平成22年４月８日	1,000株	3,300,000円	令和６年３月15日	37,000円	3,700,000円
I出版	平成22年７月１日	1,000株	2,500,000円	令和６年５月10日	13,000円	1,300,000円
J食品	平成22年12月９日	1,000株	1,400,000円	令和６年11月８日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
K建材	平成20年４月４日	100株	500,000円	令和６年9月6日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

❶ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。
2面の書き方は７ページを参照してください。

上場株式等をお売りになった場合には**「上場株式等」**に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には**「一般株式等」**に、2面から転記してください。
※　上場株式等の相対取引など（37ページの２の（注２）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

譲渡による収入金額について2面から転記してください。

取得費（取得価額）について2面から転記してください。
なお、取得費についての詳細は、33ページから35ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った**委託手数料**を2面から転記してください。

1　面

【令和 6 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所（前住所）	D市△△町3－16－4（　　）			フリガナ 氏名	カナザワ ジロウ 金沢 二郎
電話番号（連絡先）	×××－△△△－○○○○	職業	無職	関与税理士名（電話）	（　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	700,000円	5,700,000円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋖へ 700,000	申告書第三表㋒へ 5,700,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	500,000	7,200,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		57,000
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㉓へ 200,000	黒字の場合は申告書第三表㉔へ △1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㊻へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表㉜へ 200,000	申告書第三表㉜へ

（注）　租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の㉔欄に０を記載します。

※１　「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の２第１項の規定により、同法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※２　⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※３　⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉙欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文　措法＿条の＿＿　措法＿条の＿＿

整理欄

（令和６年分以降用）

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【事例 2】の解説

○　あなたがお売りになった株式のうち、**H 設備、I 出版、J 食品**の株式は**「上場株式等」**に該当します。また、上場していない **K 建材**の株式については、**「一般株式等」**に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（36 ページ参照）。）。

	収入金額		必要経費等		差引金額
（一般株式等）	700,000 円	−	500,000 円	＝	200,000 円
（上場株式等）	5,700,000 円	−	7,257,000 円	＝	△ 1,557,000 円

→ 損益の通算は不可

○　上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の**翌年以後３年間にわたり繰り越すことができます（36 ページ参照）**。この場合には、確定申告書に**「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**を添付して提出する必要があります。

（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

○　納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、**「申告書第一表、第二表」**及び**「申告書第三表（分離課税用）」**で行いますので、16 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和６年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和６年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（１面上部）

令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は居所 事業所等）	D市△△町３－１６－４	氏名	カナザワ ジロウ 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。

① **申告年分**（「令和＿年分」の空欄に「6」と書きます。）

② **住所**（居所・事業所等を含みます。）、**氏名**

確定申告書付表（１面上部）

（1）本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑪欄の金額）	①	1,557,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額）	②	1,557,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	1,557,000

※　②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対

この付表の記載に当たっては、**赤字**の金額は△を付けないで書いてください。

令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**の方のみ書いてください。

※　上場株式等の相対取引など（37ページの２の（注２）参照）がある場合の記載方法については、１面の１(1)※をご覧ください。

確定申告書付表（１面下部）

（3）本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③欄の金額≦④欄の金額の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表㉔へ 1,557,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㉕へ

確定申告書付表（２面上部）

生じた年分	損失の金額	譲渡損失の金額（※1）	渡損失の金額
本年の3年前分（令和＿年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦欄の金額） 円	Ⓓ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 円 Ⓔ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	（本年の３年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分（令和＿年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧欄の金額）	Ⓕ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ） 円
本年の前年分（令和＿年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤欄の金額）	Ⓗ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑧（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑫へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㊳へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）		⑪	申告書第三表㊲へ（※2） 1,557,000 円

１面の⑤欄及び２面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します（翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。

⑪欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きますので、この事例では記入の必要はありません。

❷ 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の７ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例１】の記載例の書き方(８ページ)を参照して書いてください。

① **提出先、提出年月日、空白部分**（「確定」と書きます。）

② **住所**（居所･事業所等を含みます。）、**マイナンバー（個人番号）、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号**（市外局番から書いてください。）

③ **申告の種類**（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

収入金額等　所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「**公的年金等の源泉徴収票**」から、その「支払金額」欄の金額を**収入金額等**の「**㋕雑（公的年金等）**」欄に転記してください。

また、**所得金額等**の「**⑦雑（公的年金等）**」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページで求めることができます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※　税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

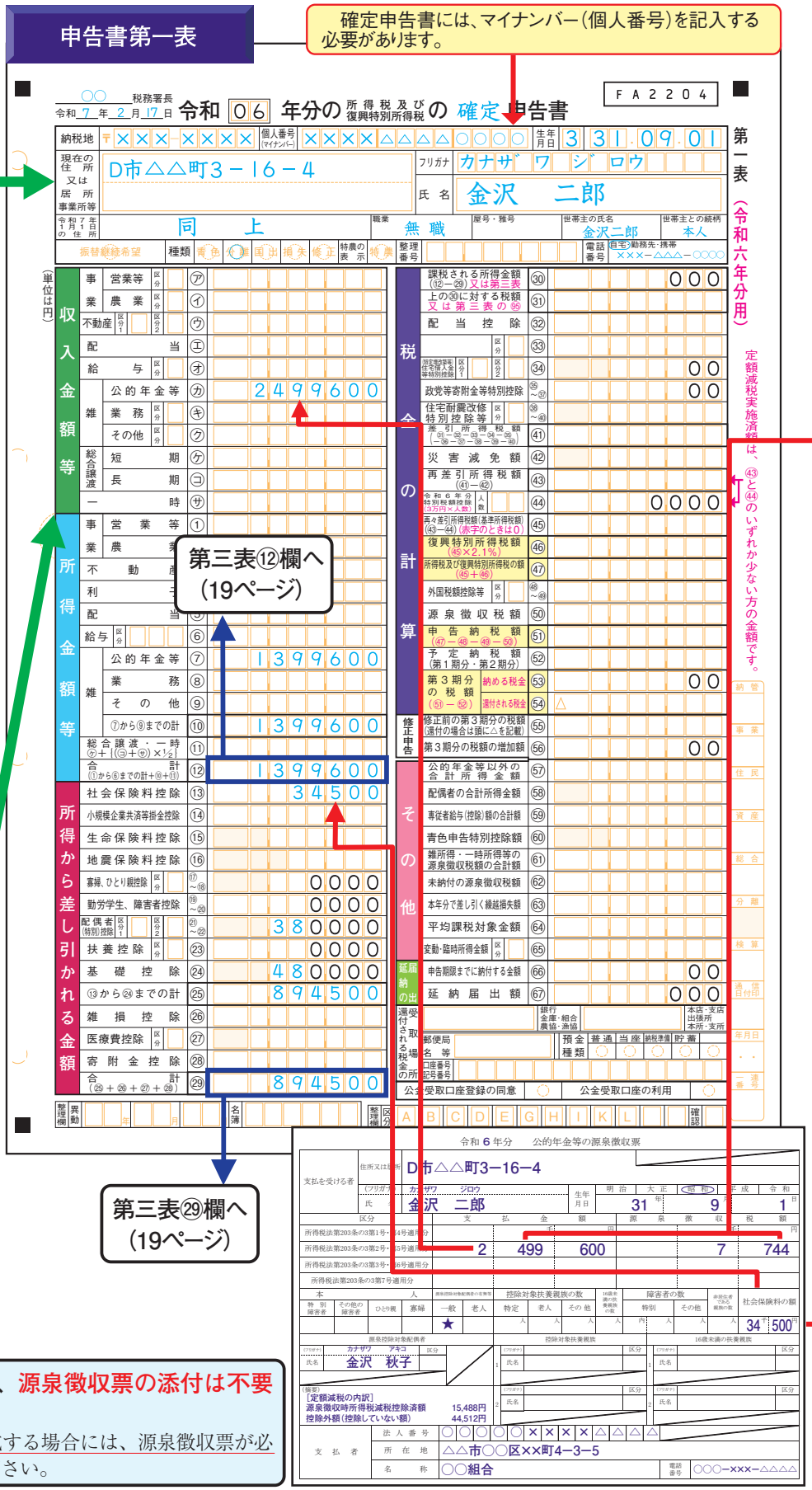

❸ 第二表を作成します。

○　作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の６ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

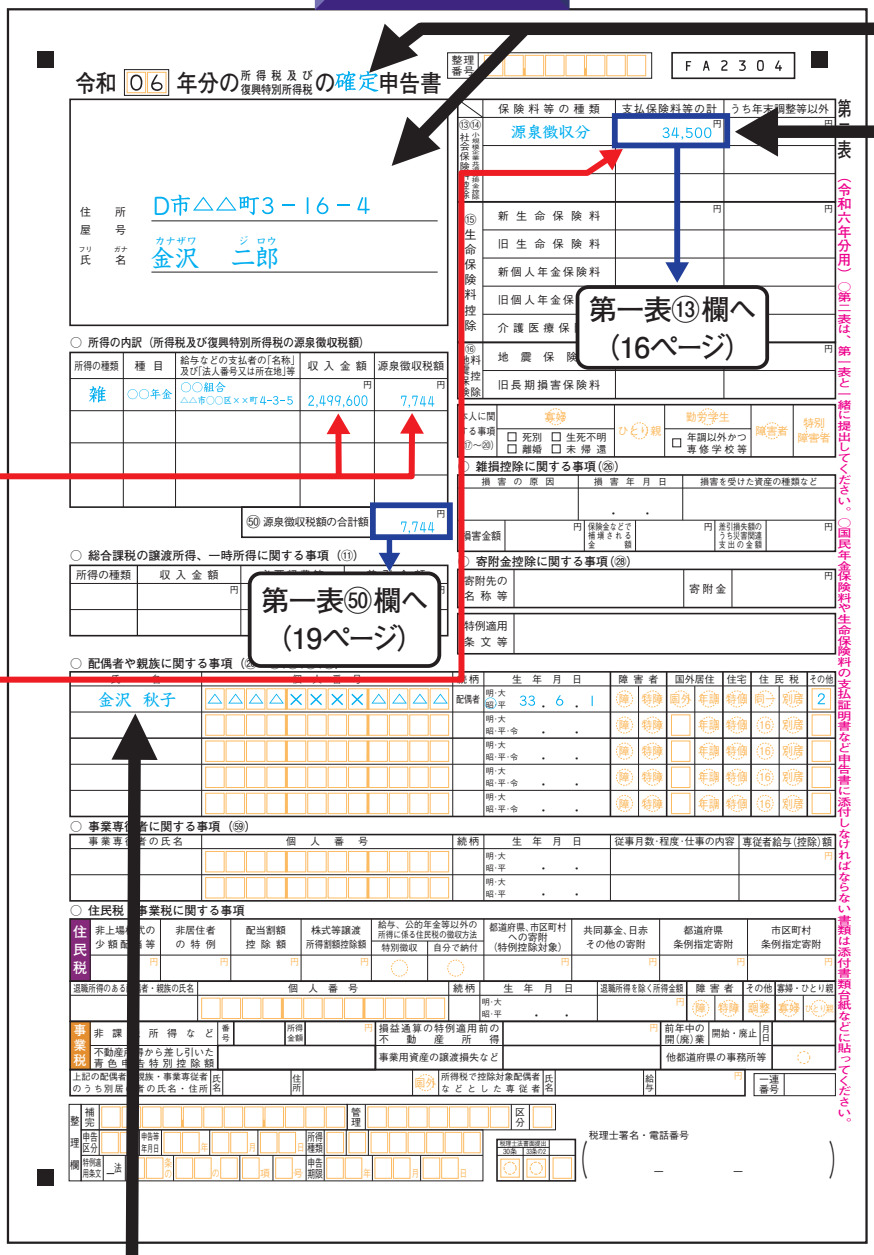

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、給与所得者が、既に年末調整の際に控除を受けている場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要がありますのでご注意ください。

また、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、**第二表**の「保険料等の種類」欄に、「**源泉徴収分**」と書いてください。

○　**配偶者や親族に関する事項**

この事例では、「配偶者控除」（10ページ参照）の適用があるため、最上段の行に、配偶者の氏名、マイナンバー（個人番号）、生年月日を記入します。

なお、あなたの合計所得金額（８ページ参照）が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除（10ページ参照）を適用することはできません。

また、扶養親族がいる場合は、２行目以降に、扶養親族の氏名、マイナンバー（個人番号）、続柄、生年月日等を記入します。

おって、定額減税の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族である場合には、「その他」欄に「**２**」を記入します。

詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の19ページから20ページを参照してください。

❹ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○　**所得から差し引かれる金額**は、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の15ページから23ページで計算できます。

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」1面の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」⑭欄に転記してください。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（分離課税用）　FA2401

住所 D市△△町3－16－4
フリ氏名 カナザワ ジロウ 金沢 二郎

第三表（令和六年分以降用）○第三表は、申告書第一表・第二表と

（単位は円）

収入金額	分離課税 短期譲渡 一般分	シ		
	軽減分	ス		
	長期譲渡 一般分	セ		
	特定分	ソ		
	軽課分	タ		
	一般株式等の譲渡	チ	700000	
	上場株式等の譲渡	ツ	5700000	
	上場株式等の配当等	テ		
	先物取引	ト		
	山林	ナ		
	退職	ニ		
所得金額	分離課税 短期譲渡 一般分	68		
	軽減分	69		
	長期譲渡 一般分	70		
	特定分	71		
	軽課分	72		
	一般株式等の譲渡	73	2000000	
	上場株式等の譲渡	74	△1557000	
	上場株式等の配当等	75		
	先物取引	76		
	山林	77		
	退職	78		

税金の計算	税額	79 対応分	87
		80 対応分	88
		81 対応分	89
		82 対応分	90
		83 対応分	91
		84 対応分	92
		85 対応分	93
		86 対応分	94
	87から94までの合計（申告書第一表の㉑に転記）		95
その他	株式等 本年分の73、74から差し引く繰越損失額		96
	株式等 翌年以後に繰り越される損失の金額		97 1557000
	配当等 本年分の75から差し引く繰越損失額		98
	先物取引 本年分の76から差し引く繰越損失額		99
	先物取引 翌年以後に繰り越される損失の金額		100

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円

差引金額の合計額
特別控除額の合計額
○ 上場株式等の譲渡

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。）（②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表⑭へ 1,557,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。）（①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㉑へ

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面）

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	700,000 円	5,700,000 円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㉓へ 700,000	申告書第三表㉔へ 5,700,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	500,000	7,200,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		57,000
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㉑へ 200,000	黒字の場合は申告書第三表㉑へ △1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㉖へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表㉒へ 200,000	申告書第三表㉒へ

確定申告書付表（2面上部）

本年の3年前分（令和__年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦欄の金額）円	Ⓓ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
		Ⓔ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（令和__年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧欄の金額）	Ⓕ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）	⑦（Ⓑ－Ⓕ－Ⓔ）円
		Ⓖ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	
本年の前年分（令和__年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤欄の金額）	Ⓗ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）	⑧（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
		Ⓘ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓕ＋Ⓗ）		⑨ 計算明細書の「上場株式等」の㉓へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）		⑩ 申告書第三表㉔へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）		⑪	申告書第三表㉑へ（※2） 1,557,000 円

面の⑤欄及び2面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）

《参考》 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（損失申告用）」をご覧ください。

❻　第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

区分	項目	欄	金額
税金の計算	総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）	⑫	1399600
	所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）	㉙	894500
課税される所得金額	⑫ 対応分	㊾	505000
	㊳㊴ 対応分	㊿	000
	㊵㊶㊷ 対応分	81	000
	㊸㊹ 対応分	82	200000
	㊺ 対応分	83	000
	㊻ 対応分	84	000
	㊼ 対応分	85	000
	㊽ 対応分	86	000

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（**赤字**の場合は０円）　－　㉙欄の金額　＝　Ａ　として

Ａの金額が黒字の場合

Ａの金額を⑲欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑱欄から⑱欄までの金額を、対応する㊿欄から86欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。

Ａの金額が赤字の場合

引ききれなかったＡの金額については、原則として、68欄から78欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する80欄から86欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（**赤字**の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉙欄の金額（894,500円）が⑫欄の金額（1,399,600円）から引ききれていますから、その残額である505,000円〔1,000円未満切捨て〕を79欄に書き、73欄の金額は、82欄に書きます。

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

区分	項目	欄	金額
税金の計算	税額 79 対応分	87	25250
	80 対応分	88	
	81 対応分	89	
	82 対応分	90	30000
	83 対応分	91	
	84 対応分	92	
	85 対応分	93	
	86 対応分	94	
	87から94までの合計（申告書第一表の㉛に転記）	95	55250

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

47ページの「**２　総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます（12ページ参照）。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも**15%**（他に住民税５％）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

	課税される所得金額（82欄）		所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額	
【一般株式等】	200,000円	×	0.15	＝	30,000円	……（90欄に書きます。）

転記します。

❼　第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の24ページから31ページ（所得税額から控除しきれない定額減税の金額がある場合は、同手引き40ページの「○調整給付金の支給について」）も併せてご覧ください。

申告書第一表（右部）

区分	項目	欄	金額
税金の計算	課税される所得金額（⑫－㉙）又は第三表	㉚	000
	上の㉚に対する税額 又は第三表の95	㉛	55250
	配当控除	㉜	
	区分	㉝	
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分1 区分2	㉞	00
	政党等寄附金等特別控除	㉟～㊲	00
	住宅耐震改修特別控除等 区分	㊳～㊵	
	差引所得税額（㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵）	㊶	55250
	災害減免額	㊷	
	再差引所得税額（㊶－㊷）	㊸	55250
	令和６年分特別税額控除（３万円×人数） 人数 2	㊹	60000
	再々差引所得税額（基準所得税額）（㊸－㊹）（赤字のときは０）	㊺	0
	復興特別所得税額（㊺×2.1％）	㊻	0
	所得税及び復興特別所得税の額（㊺＋㊻）	㊼	0
	外国税額控除等 区分	㊽～㊾	
	源泉徴収税額	㊿	7744
	申告納税額（㊼－㊽－㊾－㊿）	51	△7744
	予定納税額（第１期分・第２期分）	52	
	第３期分の税額（51－52） 納める税金	53	00
	還付される税金	54	△7744
修正申告	修正前の第３期分の税額（還付の場合は頭に△を記載）	55	
	第３期分の税額の増加額	56	00
その他	公的年金等以外の合計所得金額	57	200000
	配偶者の合計所得金額	58	
	専従者給与（控除）額の合計額	59	
	青色申告特別控除額	60	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	61	7744

57　公的年金等以外の合計所得金額

公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額を記入します。詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の29ページをご覧ください。

58　配偶者の合計所得金額

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

61　雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額

「源泉徴収税額」（50欄の金額）に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を61欄に書いてください。

☞　**添付書類**

この事例の場合に、**「確定申告書」**に添付する書類については、46ページの**「株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」**を参照してください。

【事例3】特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、令和６年中にＹ証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、Ｙ証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲　渡　区　分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差　引　金　額
上　場　分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	―	―	―
合　計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるＬ電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるＭ市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるＮ建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。
私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

❶ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、**「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。**

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を**記載されている住所の上段に書いてください。**

令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額（△219,000円）を△を付けないで転記することができます。

令和 6 年分　特定口座年間取引報告書

特定口座開設者 住所（居所）	F市△○町9−8−7 E市○○町1−3−2	フリガナ タカマツ　サブロウ 氏名 高松　三郎	勘定の種類 ①保管 2 信用 ③配当等
前回提出時の住所又は居所		生年月日 明・大・昭・平・令 42・11・3	口座開設年月日 6・5・8 源泉徴収の選択 ①有 2 無

（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等）　源泉徴収税額（所得税） 千 円 0　株式等譲渡所得割額（住民税） 千 円 0　外国所得税の額 千 円 0

譲渡区分	① 譲渡の対価の額（収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額）（①−②）
上場分	1,900,000	2,119,000	△219,000
特定信用分			
合計	1,900,000	2,119,000	△219,000

（配当等の額及び源泉徴収税額等）

種類	配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等 ④株式、出資又は基金	80,000	12,252	4,000			
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）						
⑦オープン型証券投資信託						
⑧国外株式又は国外投資信託等						
⑨合計（④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）	80,000	12,252	4,000			
上記以外のもの ⑩公社債	20,000	3,063	1,000			
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託（⑬及び⑭以外）						
⑬オープン型証券投資信託						
⑭国外公社債等又は国外投資信託等						
⑮合計（⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）	20,000	3,063	1,000			
⑯譲渡損失の金額	219,000					
⑰差引金額（⑨＋⑮−⑯）	0					
⑱納付税額		0	0			
⑲還付税額（⑨＋⑮−⑱）		15,315	5,000			

（摘要）

金融商品取引業者等	所在地	E市△△町4−5
	名称	Y証券大手支店

（電話）○○○−xxx−○○○○　法人番

【支払通知書（上場株式配当等の支払通知書）】

第○期　配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1,000株	40.00円	40,000円	15.315%	6,126円	31,874円
			住民税率 5%	住民税額 2,000円	

○○○−○○○○　E市○○町１−３−２
株主　高松　三郎　様

第○期配当金についての明細を上記のとおりご通知申し上げます。本票は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

令和６年４月22日

N建設株式会社

確定申告書の提出に当たり、上場株式配当等の支払通知書の添付は原則として不要です。
※　税務署等で確定申告書等を作成する場合には、この支払通知書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【事例３】の解説

○　あなたが行った取引は、全て**「上場株式等」**の取引に該当します。また、**Ｌ電気、Ｎ建設**の株式の配当と**Ｍ市**の地方債の利子は、**「上場株式等の配当等」**に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の**翌年以後３年間にわたり繰り越すことができますが**、この場合には、確定申告書に**「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**を添付して提出する必要があります（**38ページの３参照**）。

（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、**「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額		必要経費等		差引金額		通算後の差引金額
（譲渡分）	1,900,000円	－	2,119,000円	＝	△219,000円	→	△79,000円
（利子・配当分）	140,000円	－	0円	＝	140,000円	→	0円

※　申告分離課税を選択した配当所得については、**配当控除などは適用できません。**

○　株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額については、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**で計算し、この計算明細書を添付する必要がありますが、**その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。**

○　納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、**「申告書第一表、第二表」**及び**「申告書第三表（分離課税用）」**で行いますので、22ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表（1面）

令和６年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は居所、事業所等）	F市△○町９－８－７	フリガナ 氏名	タカマツ サブロウ 高松　三郎

1　本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

（1）本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑪欄の金額）	①	219,000円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額）	②	219,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	219,000

※　③欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額）のみを記載します。

（2）本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
Ｙ証券大手支店	100,000円	円
Ｎ建設株式会社	40,000	
合計	ⓐ 申告書第三表㋐へ 140,000	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	④	140,000

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

（3）本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③欄の金額≦④欄の金額の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表㋑へ 79,000円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㋒へ 0

確定申告書付表（2面上部）

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ+Ⓕ+Ⓗ）	⑨		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ+Ⓖ+Ⓘ）	⑩	申告書第三表㋓へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑦+⑧）	⑪	申告書第三表㋔へ（※2） 79,000円	

この付表の作成が必要なケースは【事例２】の15ページで説明していますので、参照してください。

この付表の記載に当たっては、**赤字**の金額は△を付けないで書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（40ページの【注意】参照）。

⑤欄の金額は、**「確定申告書付表」**1面の③欄に記載がある場合に書いてください。
この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、**「確定申告書付表」**1面の④欄に記載がある場合に書いてください。
この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので**０**と書いてください。

この事例の場合は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。

❷ 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の７ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例１】の記載例の書き方（８ページ）を参照して書いてください。

① **提出先、提出日、空白部分**（「確定」と書きます。）

② **住所**（居所・事業所等を含みます。）、**マイナンバー（個人番号）、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号**（市外局番から書いてください。）

③ **申告の種類**（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収がされます。

また、上場株式等の配当等に係る配当所得について申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます(※)。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（45ページ参照）。

※　上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

申告書第一表

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

○○税務署長　令和７年２月17日　令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書　FA2204

納税地　〒×××－××××　個人番号（マイナンバー）　△△△△×××××○○○○　生年月日　3 42.11.03

現在の住所又は居所事業所等　F市△○町９－８－７　フリガナ　タカマツ　サブロウ　氏名　高松　三郎

令和７年１月１日の住所　E市○○町１－３－２　職業　会社員　屋号・雅号　世帯主の氏名　高松三郎　世帯主との続柄　本人

振替継続希望　種類　青色　白色　国出　損失　修正　特農表示　整理番号　電話番号　自宅・勤務先・携帯　△△△－×××－○○○○

第一表（令和六年分用）

（単位は円）

収入金額等	営業等	㋐	
	農業	㋑	
	不動産	㋒	
	配当	㋓	
	給与	㋔	9065400
	公的年金等	㋕	
	雑 業務	㋖	
	その他	㋗	
	総合譲渡 短期	㋘	
	総合譲渡 長期	㋙	
	一時	㋚	
所得金額等	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	7115400
	公的年金等	⑦	
	雑 業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡・一時（㋘＋㋙）×½	⑪	
	合計（①から⑥までの計＋⑩＋⑪）	⑫	7115400
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	0000
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	0000
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒	0000
	扶養控除	㉓	0000
	基礎控除	㉔	0000
	⑬から㉔までの計	㉕	1744296
	雑損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	
	寄附金控除	㉘	
	合計（㉕＋㉖＋㉗＋㉘）	㉙	1744296

税金の計算	課税される所得金額（⑫－㉙）又は第三表	㉚	000
	上の㉚に対する税額 又は第三表の㊾	㉛	
	配当控除	㉜	
		㉝	
	住宅借入金等特別控除	㉞	00
	政党等寄附金等特別控除	㉟～㊲	00
	住宅耐震改修特別控除等	㊳～㊵	
	差引所得税額（㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊳）	㊶	
	災害減免額	㊷	
	再差引所得税額（㊶－㊷）	㊸	
	令和６年分特別税額控除（33万円×人数）	㊹	0000
	再々差引所得税額（基準所得税額）（㊸－㊹）（赤字のときは０）	㊺	
	復興特別所得税額（㊺×2.1%）	㊻	
	所得税及び復興特別所得税の額（㊺＋㊻）	㊼	
	外国税額控除等	㊽～㊾	
	源泉徴収税額	㊿	
	申告納税額（㊼－㊽－㊾－㊿）	51	
	予定納税額（第１期分・第２期分）	52	
	第３期分の税額（51－52）納める税金	53	00
	第３期分の税額（51－52）還付される税金	54	△
修正申告	修正前の第３期分の税額（還付の場合は△を記載）	55	
	第３期分の		00
その他	配偶者の合		
	専従者給与（控除）額の合計額	59	
	青色申告特別控除額	60	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	61	
	未納付の源泉徴収税額	62	
	本年分で差し引く繰越損失額	63	
	平均課税対象金額	64	
	変動・臨時所得金額	65	
延納届出	申告期限までに納付する金額	66	00
	延納届出額	67	000

還付される税金の受取場所　銀行・金庫・組合・農協・漁協　本店・支店　出張所　本所・支所　郵便局　預金種類　口座番号　記号番号　公金受取口座登録の同意　公金受取

第三表⑫欄へ（25ページ）

第三表㉙欄へ（25ページ）

令和６年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者　住所又は居所　F市△○町9－8－7　フリガナ　タカマツ　サブロウ　氏名　高松　三郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	9 065 400	7 115 400	1 744 296	629 600

（源泉）控除対象配偶者の有無等　老人　配偶者（特別）控除の額　控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）　特定　老人　その他　障害者の数（本人を除く。）　特別　その他　ある親族の数

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
1147 796	83 500	33 000	

（摘要）　未成年者　外国人　死亡退職　災害者　乙欄　本人が障害者　特別　その他　寡婦　ひとり親　勤労学生　中途就・退職　就職　退職　受給者生年月日　元号　年　月　日　昭和　42　11　3

（受給者交付用）　支払者　住所（居所）又は所在地　○△市○○町3－5－7　氏名又は名称　株式会社　△△商事　（電話）○○○－△△△－××××

※　配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の㋐欄及び㉕欄に記載し、「申告書第一表」の㋓欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から㉔欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉔欄までの記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、㉔欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※　税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

❸ 第二表を作成します。

○　作成に当たっては、【事例１】の９ページ、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の６ページ及び15ページも併せてご覧ください。

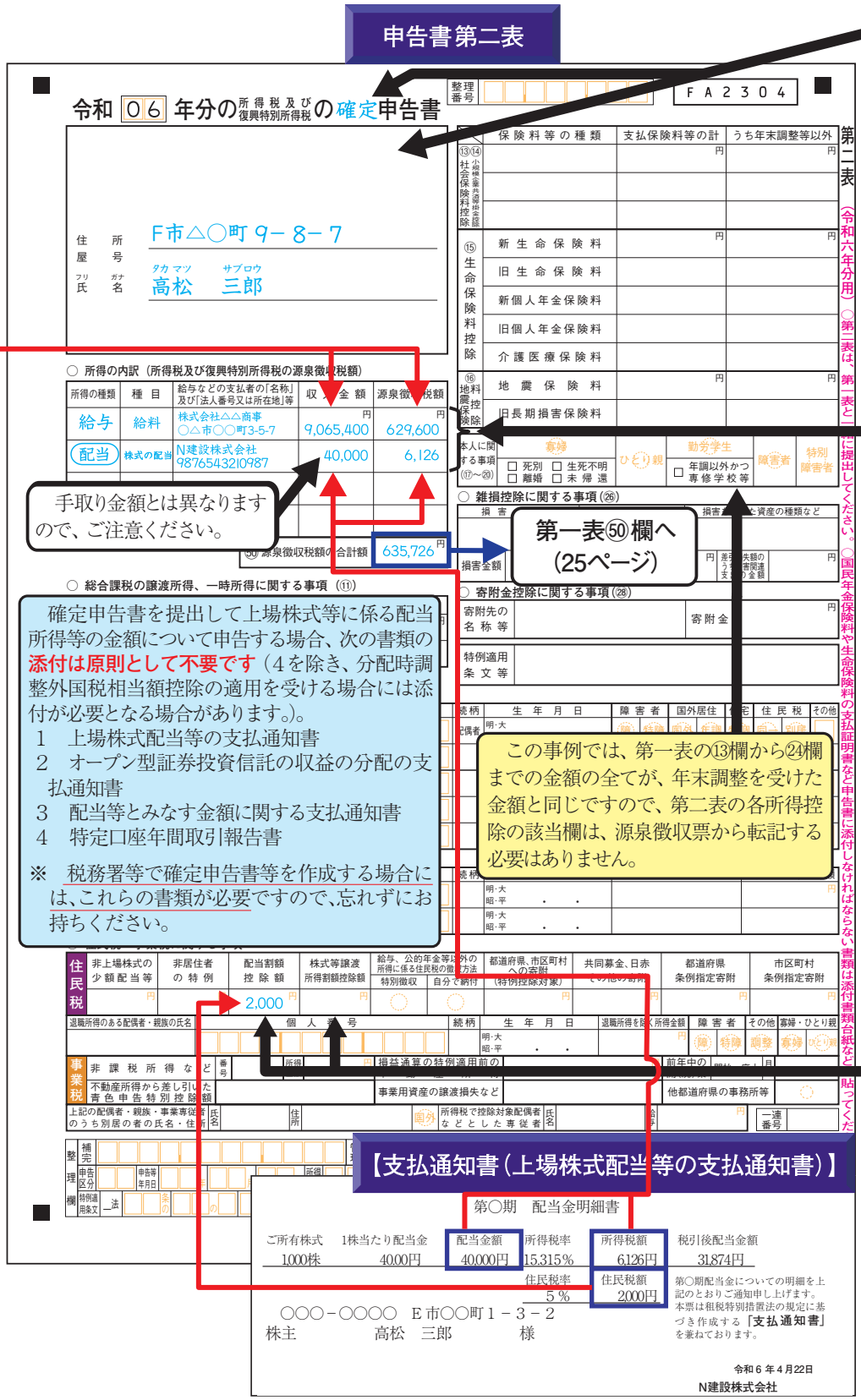

手取り金額とは異なりますので、ご注意ください。

第一表50欄へ（25ページ）

確定申告書を提出して上場株式等に係る配当所得等の金額について申告する場合、次の書類の**添付は原則として不要です**（４を除き、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合には添付が必要となる場合があります。）。

1　上場株式配当等の支払通知書
2　オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
3　配当等とみなす金額に関する支払通知書
4　特定口座年間取引報告書

※　税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

この事例では、第一表の⑬欄から㉔欄までの金額の全てが、年末調整を受けた金額と同じですので、第二表の各所得控除の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○　**所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）**

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税**15.315％**、住民税**５％**の合計**20.315％**が源泉徴収されています。「**源泉徴収税額**」欄には、所得税及び復興特別所得税（**15.315％**）の税額を書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「**配当**」の文字を「**○**」で囲んでください（40ページ参照）。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていませんので、記入の必要はありません。

○　**住民税・事業税に関する事項**

申告する上場株式等の配当等の住民税（５％）の税額は左欄の「**配当割額控除額**」欄に記入してください。

「**株式等譲渡所得割額控除額**」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記入の必要はありません。

事例３（記載例）

❹ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○　作成に当たっては、【事例１】の10ページをご覧ください。また、**所得から差し引かれる金額**は、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の15ページから23ページで計算できます。

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文
この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（36ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」㉔欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」㉕欄に転記してください。

※　源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」㋡欄及び㉔欄は記入の必要はありません。

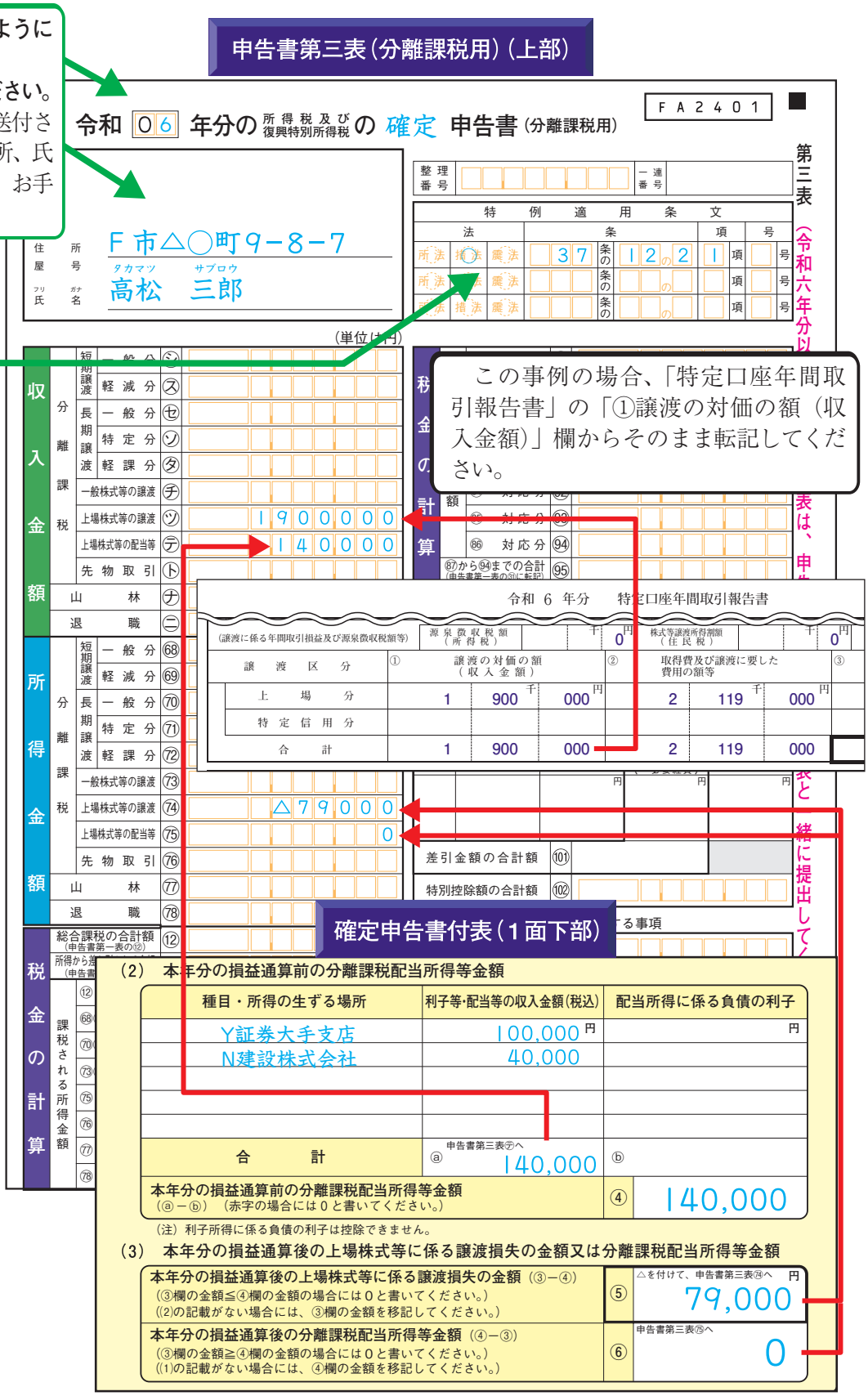

《参考》　純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（損失申告用）」をご覧ください。

❻ 第三表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

税金の計算	総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）	⑫	7,115,400
	所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）	㉙	1,744,296
	課税される所得金額 ⑫ 対応分	㊾	5,371,000
	㊽㊾ 対応分	㊿	000
	㊿(51)(52) 対応分	(81)	000
	(53)(54) 対応分	(82)	000
	(55) 対応分	(83)	000
	(56) 対応分	(84)	000
	(57) 対応分	(85)	000
	(58) 対応分	(86)	000

第一表の 所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額（22ページ参照）と 所得から差し引かれる金額「㉙合計」欄に記載した金額（22ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫ 欄の金額（赤字の場合は０円） － ㉙ 欄の金額 ＝ A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㊾欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください（詳しくは【事例１】の12ページを参照してください。）。

この事例の場合、⑫**欄の金額**（7,115,400円）から㉙**欄の金額**（1,744,296円）を差し引いた残りの金額（5,371,000円）〔1,000円未満切捨て〕を㊾欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、㊽欄から(58)欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する(80)欄から(86)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

(73)欄及び(74)欄の金額がいずれも1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）、(82)欄の記入の必要はありません。

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

税金の計算	税額 (79) 対応分	(87)	646,700
	(80) 対応分	(88)	
	(81) 対応分	(89)	
	(82) 対応分	(90)	
	(83) 対応分	(91)	
	(84) 対応分	(92)	
	(85) 対応分	(93)	
	(86) 対応分	(94)	
	(87)から(94)までの合計（申告書第一表の(31)に転記）	(95)	646,700
その他	株式等 本年分の(73)、(74)から差し引く繰越損失額	(96)	
	株式等 翌年以後に繰り越される損失の金額	(97)	79,000
	配当等 本年分の(75)から差し引く繰越損失額	(98)	
	配当等 本年分の(76)から		

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表（2面上部）

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑪	申告書第三表(97)へ（※2） 79,000

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

47ページの「２　総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額（㊾欄）		所得税の税率		控除額		総合課税の所得金額に対する税額
5,371,000円	×	0.2	－	427,500円	＝	646,700円

……（(87)欄に書きます。）

転記します。

❼ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

申告書第一表（右上部）

税金の計算	課税される所得金額（⑫－㉙）又は第三表	(30)	000
	上の(30)に対する税額 又は第三表の(95)	(31)	646,700
	配当控除	(32)	
	区分	(33)	
	特定増改築等住宅借入金等特別控除 区分1 区分2	(34)	00
	政党等寄附金等特別控除	(35)～(37)	00
	住宅耐震改修特別控除等 区分	(38)～(40)	
	差引所得税額（(31)－(32)－(33)－(34)－(35)－(36)－(37)－(38)－(39)）	(41)	646,700
	災害減免額	(42)	
	再差引所得税額（(41)－(42)）	(43)	646,700
	令和６年分特別税額控除（3万円×人数） 人数 1	(44)	3,000
	再々差引所得税額（基準所得税額）（(43)－(44)）（赤字のときは０）	(45)	61,700
	復興特別所得税額（(45)×2.1%）	(46)	1,295
	所得税及び復興特別所得税の額（(45)＋(46)）	(47)	62,965
	外国税額控除等 区分	(48)～(49)	
	源泉徴収税額	(50)	63,572
	申告納税額（(47)－(48)－(49)－(50)）	(51)	△6,076
	予定納税額（第１期分・第２期分）	(52)	
	第３期分の税額（(51)－(52)） 納める税金	(53)	00
	第３期分の税額（(51)－(52)） 還付される税金	(54)	△6,076

○　作成に当たっては、【事例１】 13ページをご覧ください。また、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったN建設の配当について源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,076円が還付されます。

なお、源泉徴収されていた配当割額控除額（住民税）については41ページの「参考事項２」を参照してください。

定額減税の適用があり、かつ、外国税額控除又は分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、計算方法が異なります。詳しくは、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の28ページを参照してください。

【事例４】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース

私は、令和６年中にＺ証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式であるＯ商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。
私は、これらの収入以外に、給与があります。
なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（令和３年分の損失250,000円、令和４年分の損失300,000円及び令和５年分の損失800,000円）あります。

❶－１　「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、２面を書いた後に１面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように２面から転記してください。
※　上場株式等の相対取引など（37ページの２の（注２）参照）がある場合の記載方法については、１面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字ですので、この金額を「申告書第三表」㉔欄に転記してください。
なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」１面の⑤欄の金額を「申告書第三表」㉔欄に△を付けて転記します（24ページ参照）。

【令和 6 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所（前住所）	Ｇ市○×町53－８（　　）			フリガナ 氏名	フクオカ ヨシコ 福岡　良子
電話番号（連絡先）	○○○-×××－△△△△	職業	会社員	関与税理士名（電話）	（　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

１　所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	5,000,000 円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③		申告書第三表㋜へ 5,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		4,600,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		4,600,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		400,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）		⑪	申告書第三表㉓へ	黒字の場合は申告書第三表㉔へ 400,000
本年分で差し引く上場株式等に				申告書第三表㊻へ

第三表㋜欄へ（11ページ参照）

この事例の場合、Ｚ証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

☞　**添付書類**
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、46ページの「株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。

【事例４】の解説

○　あなたが行った取引は、**「上場株式等」**の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れた**O商事**の株式の配当は、**「上場株式等の配当等」**に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得等及び配当所得については申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。

　また、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の**翌年以後３年間にわたり繰り越すことができます（36ページ参照）。**

　これらの上場株式等の取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額		必要経費等		差引金額		翌年以後に繰り越される金額
（譲渡分）	5,000,000円	－	4,600,000円	＝	400,000円	→	0円
（配当分）	60,000円	－	0円	＝	60,000円	→	0円
（繰越分）					△1,350,000円	→	△890,000円

※　申告分離課税を選択した配当所得については、**配当控除などは適用できません。**

○　**「申告書第一表、第二表」**及び**「申告書第三表（分離課税用）」**については、【事例１】から【事例３】までの記載例の手順に沿って作成してください。

※　**令和６年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。**

㈱　**この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。**

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（２面上部）

2　申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先（金融商品取引業者等）			譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額（譲渡所得等の金額）	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	Z	証券会社・銀行（　）	山手 本店・支店・出張所（　）	円 5,000,000	円 4,600,000	円 400,000	円 61,260
源泉口座・簡易口座		証券会社・銀行（　）	本店・支店・出張所（　）				
源泉口座・簡易口座		証券会社・銀行（　）	本店・支店・出張所（　）				
源泉口座・簡易口座		証券会社・銀行（　）	本店・支店・出張所（　）				
合計（上場株式等（特定口座））				1面①へ 5,000,000	1面④へ 4,600,000	400,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 61,260

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書第二表」の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に転記してください。

令和６年分　特定口座年間取引報告書

特定口座開設者 住所（居所）	G市○×町53－８	フリガナ	フクオカ　ヨシコ	勘定の種類 ①保管 2 信用 ③配当等
		氏名	福岡　良子	口座開設年月日 29・7・11
前回提出時の住所又は居所		生年月日	明・大・昭・平・令 45・12・27	源泉徴収の選択 ①有 2 無

（譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等）	源泉徴収税額（所得税） 61,260	株式等譲渡所得割額（住民税） 20,000	外国所得税の額 0

譲渡区分	① 譲渡の対価の額（収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額）（①－②）
上場分	5,000,000	4,600,000	400,000
特定信用分			
合計	5,000,000	4,600,000	400,000

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、**《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**（40ページ）を参照して転記してください。

❶－２　「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例２】の15ページで説明していますので、参照してください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合のみ書いてください（【事例２】の15ページ参照）。
この事例では、黒字ですので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の場合のみ書いてください（【事例３】の21ページ参照）。
この事例では、黒字ですので記入の必要はありません。

第三表㉕ 欄へ
(24ページ参照)

Ⓐ～Ⓒ欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（控）を参考に、該当の年分欄に記入してください。）。

事例４（記載例）

確定申告書付表（1面）

令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は居所 事業所等）	G市○×町53－８	フリガナ 氏名	フクオカ ヨシコ 福岡　良子

まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1　本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1)　本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑪欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※　②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額）のみを記載します。

(2)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
Z証券　山手支店	60,000 円	円
合　計	ⓐ 申告書第三表㋐へ 60,000	ⓑ
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	④	60,000

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

第三表㋐ 欄へ
（24ページ参照）

(3)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③欄の金額≦④欄の金額の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表㉔へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㉕へ 60,000

確定申告書付表（2面上部）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（令和 3 年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦欄の金額）円 250,000	Ⓓ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 Ⓔ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	（本年の３年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分（令和 4 年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧欄の金額） 300,000	Ⓕ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）円
本年の前年分（令和 5 年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤欄の金額） 800,000	Ⓗ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑧（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑫へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㊷へ	

（注）1面の⑤欄及び2面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。）。

令和 6 年分　特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所（居所）	G市○×町53－8	フリガナ	フクオカ　ヨシコ	勘定の種類	①保管 2 信用 ③配当等
			氏名	福岡　良子	口座開設年月日	29・7・11
	前回提出時の住所又は居所		生年月日	明・大・(昭)・平・令 45・12・27	源泉徴収の選択	①有 2 無

（配当等の額及び源泉徴収税額等）

	種類	配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	④株式、出資又は基金	60,000	9,189	3,000			
	⑤特定株式投資信託						
	⑥投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）						
	⑦オープン型証券投資信託						
	⑧国外株式又は国外投資信託等						
	⑨合計（④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）	60,000	9,189	3,000			
上記以外のもの	⑩公社債						
	⑪社債的受益権						
	⑫投資信託又は特定受益証券発行信託（⑬及び⑭以外）						
	⑬オープン型証券投資信託						
	⑭国外公社債等又は国外投資信託等						
	⑮合計（⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）						
	⑯譲渡損失の金額				（摘要）		
	⑰差引金額（⑨＋⑮－⑯）	60,000					
	⑱納付税額		9,189	3,000			
	⑲還付税額（⑨＋⑮－⑱）						

「確定申告書付表」1面の1(2)「利子等・配当等の収入金額（税込）」欄に転記します（⑮欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額を転記します。）。

なお、⑰欄の金額を転記しないよう、ご注意ください（20、21ページ参照）。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書第二表」に転記してください（40ページ参照）。

「令和６年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（控）の確認が必要となります。

《参考》令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）

《参考》令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）（２面上部）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※１）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（令和 2 年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦欄の金額）円 500,000	Ⓓ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 Ⓔ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	（本年の３年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分（令和 3 年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧欄の金額） 250,000	Ⓕ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）円 250,000
本年の前年分（令和 4 年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤欄の金額） 300,000	Ⓗ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑧（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ） 300,000

この令和２年分の譲渡損失の金額（500,000円）は、令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

《参考》令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）（１面下部）

（3）　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≦④欄の金額の場合には０と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表⑫へ 円 800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には０と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表⑬へ 0

この金額が令和５年分の譲渡損失の金額です。

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（Ⓓ～Ⓘ欄）は次のとおりです。

【Ⓓ欄】⑪欄（※１）の金額から差し引くⒶ欄の金額

Ⓐ欄（250,000円）＜⑪欄（※１）（400,000円）となりますので、Ⓓ欄には250,000円と書きます。

【Ⓔ欄】⑥欄（※２）の金額から差し引くⒶ欄の金額

Ⓐ欄の金額（250,000円）を⑪欄（※１）の金額から全て引ききれましたので書きません。

【Ⓕ欄】⑪欄（※１）の金額から差し引くⒷ欄の金額

Ⓑ欄（300,000円）＞（⑪欄（※１）－Ⓓ欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、Ⓕ欄には150,000円と書きます。

【Ⓖ欄】⑥欄（※２）の金額から差し引くⒷ欄の金額

Ⓑ欄の残額（300,000円－150,000円（Ⓕ欄）＝150,000円）＞⑥欄（※２）（60,000円）となりますので、Ⓖ欄には60,000円と書きます。

【Ⓗ欄・Ⓘ欄】

⑪欄（※１）の金額と⑥欄（※２）の金額がⒹⒻⒼ欄で全て差し引かれたので記入しません。

※１　**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**の「上場株式等」の⑪欄（26ページ参照）のことです。

※２　**「確定申告書付表」**1面の⑥欄（28ページ参照）のことです。

確定申告書付表（2面／続き）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（令和 3 年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦欄の金額）250,000	Ⓓ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）250,000 Ⓔ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分（令和 4 年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧欄の金額）300,000	Ⓕ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）150,000 Ⓖ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）60,000	⑦（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）90,000
本年の前年分（令和 5 年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤欄の金額）800,000	Ⓗ（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑧（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）800,000
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑫へ 400,000	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㊸へ 60,000	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑪	申告書第三表㊸へ（※2）890,000 円	

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）（⑥－⑩）	⑫	申告書第三表㊸へ 0 円

※　⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㊸欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

Ⓓ欄から Ⓘ欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（Ⓐ～Ⓒ欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄にはⒹⒻⒽ欄の合計額を、⑩欄にはⒺⒼⒾ欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、令和６年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、令和６年分の分離課税配当所得等金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表㊸欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

申告書第三表（右中部）

その他	株式等	本年分の㉓、㉔から差し引く繰越損失額	㊻	400000
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊼	890000
	配当等	本年分の㉕から差し引く繰越損失額	㊽	60000
	先物取引	本年分の㉖から差し引く繰越損失額	㊾	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊿	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面下部）

1　所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。			
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）	⑪	申告書第三表㉓へ	黒字の場合は申告書第三表㉔へ 400,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	⑫		申告書第三表㊻へ 400,000
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）	⑬	申告書第三表㉜へ	申告書第三表㉜へ 0

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で**「確定申告書付表」**2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表㉜欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

❷～❼　第一表、第二表及び第三表を作成します。

○【事例１】から【事例３】までの記載例を参照してください。

【参考 1】

令和６年分　株式等の
譲渡所得等のあらまし

Ⅰ　株式譲渡益課税のあらまし

1　申告分離課税制度のあらまし

一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

また、上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

営利を目的として継続的に行う株式等の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得となり、それ以外の株式等の譲渡による所得は、譲渡所得となります。

なお、次の株式等の譲渡による所得は、**譲渡所得**として差し支えありません。

(1)　**上場株式等で所有期間が１年を超えるものの譲渡による所得**

(2)　**一般株式等の譲渡による所得**

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得の区分ごとに次のように計算します。

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 ＝ 総収入金額（譲渡価額） － 必要経費（取得費＋譲渡費用＋負債利子） － 特定投資株式の控除額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ＝ 総収入金額（譲渡価額） － 必要経費（取得費＋譲渡費用＋負債利子） － 特定投資株式の控除額

→ **損益の通算は不可**

総収入金額	
取得費（取得価額）	○　譲渡した株式等の取得に要した金額等 ※　詳しくは、33ページから35ページをご覧ください。 ○　相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（譲渡所得に限ります。） ※　詳しくは、45ページをご覧ください。
譲渡に要した費用等	○　譲渡に際して支出した委託手数料 ○　管理費（事業所得又は雑所得に限ります。） ○　その他の経費
取得に要した負債の利子	○　譲渡した株式等を取得するために要した借入金等の利子で、本年中の所有期間に対応する部分の金額
特定投資株式の取得に要した金額の控除等	○　特定投資株式を払込みにより取得した場合、その取得に要した金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができます（42ページ参照）。
一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額	【上場株式等のみ】 ○　上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の分離課税配当所得等金額と損益通算し、控除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後３年間の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除できます（36ページ参照）。

２　申告分離課税以外の課税方法

有価証券の譲渡による所得であっても、その譲渡が次に掲げる譲渡に該当するときは、それぞれ次に掲げる方法により課税されます。

⑴　有価証券先物取引（有価証券の受渡しが行われることとなるものに限ります。）の方法による株式等の譲渡

事業所得又は雑所得として総合課税

㈱　金融商品先物取引等の決済が差金等決済によるときは、事業所得又は雑所得として分離課税

⑵　土地等の譲渡に類する株式等の譲渡で、土地等の短期譲渡所得として分離課税の対象とされるもの

土地等の短期譲渡所得として分離課税

⑶　ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分の譲渡

原則、譲渡所得として総合課税

⑷　源泉徴収口座（39ページ参照）での上場株式等の譲渡

源泉徴収のみで課税関係が終了（申告分離課税により確定申告をすることもできます。）

３　株式等の範囲

⑴　**「株式等」**とは、「株式（投資口を含みます。）」、「新株予約権（新投資口予約権を含みます。）」、「合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分」、「投資信託の受益権」、「公社債（償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債など一定のものを除きます。）」などをいいます（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）。

⑵　**「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます。**

①　金融商品取引所に上場されている株式等

※　上場されている株式等には、いわゆるETF、J-REIT、ベンチャーファンド及びカントリーファンドを含みます。

②　店頭売買登録銘柄として登録されている株式（出資及び投資口を含みます。）

③　店頭転換社債型新株予約権付社債

④　店頭管理銘柄株式（出資及び投資口を含みます。）

⑤　日本銀行出資証券

⑥　外国金融商品市場において売買されている株式等

⑦　公募投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の受益権

⑧　特定投資法人の投資口

⑨　公募特定受益証券発行信託の受益権

⑩　公募特定目的信託の社債的受益権

⑪　国債及び地方債

⑫　外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

⑬　会社以外の法人が特別の法律により発行する一定の債券

⑭　公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの

⑮　社債のうち、その発行の日前９月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

⑯　金融商品取引所（これに類するもので、外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）においてその規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する一定の公社債

⑰　国外において発行された公社債で、次に掲げるもの

ａ　有価証券の売出し（その売付け勧誘等が一定の場合に該当するものに限ります。）に応じて取得した公社債（ｂにおいて「売出し公社債」といいます。）で、その取得の時から引き続きその有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの

ｂ　売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除きます。）で、その取得の日前９月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得の時から引き続きその売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限ります。）

⑱　外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの

⑲　銀行等又はその銀行等の関連会社が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でない社債として一定のものを除きます。）

⑳　平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時において同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）

(3)　**「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいいます。**

4　株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税の範囲（主なもの）

(1)　**一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。**

①　法人の株主等がその法人の合併（合併法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合を除きます。）等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等の額とみなされる部分の金額を除きます。）

②　公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含みます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（**特定公社債（上記３(2)の①、③、⑥又は⑪から⑳までに掲げる公社債をいいます。**）以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、次に掲げる個人及びその親族等が交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額

a　その交付をした法人が同族会社に該当することとなる場合におけるその判定の基礎となる株主等のうち、一定の要件を満たすもの（bにおいて「特定株主等」といいます。）である個人

b　特定株主等である法人が個人と特殊の関係のある法人となる場合におけるその個人

③　分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

④　投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、その投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額

(2)　**上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、上場株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。**

①　上記(1)の①から③までに掲げる金額

②　投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

Ⅱ　取得費（取得価額）

1　株式等の取得費（取得価額）【原則】

株式等の取得費は、原則として、**次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額**です。

	区　　分	取得費（取得価額）
イ	**金銭の払込みにより取得した株式等**（ハに該当するものを除きます。）	**その払込みをした金銭の額**（その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ロ	**特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式**	**その譲渡についての制限が解除された日（同日前に特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の交付を受けた個人が死亡した場合において、一定のものについては、その個人の死亡の日）における価額**
ハ	発行法人から与えられた次に掲げる**権利の行使により取得した株式等**（特定権利行使株式を除きます。）	
	①　平成17年法律第87号による改正前の商法（Ⅳ２(1)⑧において「旧商法」といいます。）**に規定する新株予約権**	**その権利の行使の日における価額**
	②　会社法第238条第2項の決議等に基づき発行された新株予約権（新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件、金額であるとされるもの又は役務の提供による対価であるとされるものに限ります。）	
	③　株式と引換えに払い込むべき金額が有利な場合におけるその株式を取得する権利（①又は②に該当するものを除きます。）	**その権利に基づく払込み又は給付の期日における価額**

参考1

ニ	発行法人の株主等として与えられた新たな払込みや給付を要しないで取得した株式又は新株予約権	**零**
ホ	**購入した株式等**（ハに該当するものを除きます。）	その**購入の代価**（購入手数料、その他その株式等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ヘ	イからホ以外の方法により取得した株式等	その取得の時におけるその株式等の取得のために通常要する価額

2　株式等の取得費（取得価額）【その他】

(1)　**相続**（限定承認に係るものを除きます。）、**遺贈**（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）**又は贈与により取得した株式等の取得費**（取得価額）は、被相続人又は贈与者の取得費（取得価額）を引き継ぎます。

なお、相続や贈与などの際に相続人や受贈者が支払った名義書換手数料などの金額も取得費（取得価額）に含まれます（下記(6)を適用する場合を除きます。）。

（注）　相続、遺贈又は贈与により払い出された非課税口座（ＮＩＳＡ）又は未成年者口座（ジュニアＮＩＳＡ）内の上場株式等を取得した場合については、原則として、その相続、遺贈又は贈与があった日における最終の売買価格に相当する金額をもって、その上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなされます。

(2)　**株主割当てにより旧株に対して割り当てられた新株**を取得した場合（金銭の払込みを要する場合に限ります。）において、その株主割当て後の旧株と新株の１株当たりの取得費（取得価額）は、**次の算式で計算**します。

$$\frac{\left(\begin{array}{l}\text{旧株１株の従前}\\\text{の取得費等}\end{array}\right) + \left(\begin{array}{l}\text{新株１株当た}\\\text{りの払込金額}\end{array}\right) \times \left(\begin{array}{l}\text{旧株１株当た}\\\text{りの新株数}\end{array}\right)}{\text{旧株１株当たりの新株数} + 1} = \left(\begin{array}{l}\text{株主割当て後の旧株}\\\text{及び新株の取得費等}\end{array}\right)$$

(3)　**信用取引又は発行日取引の方法による株式**の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額として事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その**株式の買付けに要した金額**です。

(4)　**昭和27年12月31日以前に取得した株式等**について譲渡所得の金額を計算する場合の取得費は、原則として、同月中の公表最終価格等を基として計算します。

(5)　**特定権利行使株式**（44ページの３(1)参照）について、譲渡所得等の金額を計算する場合の取得費は、原則として、払込価額（権利行使価額）となります。

(6)　株式等の取得費（取得価額）の金額が、その譲渡に係る収入金額の５％相当額に満たない場合には、その５％相当額を取得費（取得価額）の金額とすることができます。

3　２回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時（その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡の時）から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時（又は直前の譲渡の時）において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について**総平均法に準ずる方法**によって算出した１単位当たりの金額を基として計算します。

総平均法に準ずる方法の計算については、次のページの設例をご覧ください。

○　国税庁ホームページでは、タックスアンサー（よくある税の質問）を提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、是非ご活用ください。

※　「総平均法に準ずる方法」については、タックスアンサーNo.1466「同一銘柄の株式等を２回以上にわたって購入している場合の取得費」を参照してください。

タックスアンサー

設　例

次の例を基に、令和６年９月24日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

（取引年月日等）		（株数）	（単価）	（入金）	（出金）
①令和４年11月７日	取得	3,000株	156円		468,000円
②令和５年１月16日	譲渡	2,000株	180円	360,000円	
③令和５年２月６日	取得	4,000株	170円		680,000円
④令和６年９月24日	譲渡	3,000株	150円	450,000円	

イ　まず、令和５年１月16日の譲渡後（直前の譲渡後）の残株式1,000株の取得に要した金額を計算します。

（令和４年11月取得）　［令和５年１月譲渡後の株式］

$$\frac{468{,}000円}{3{,}000株} \times 1{,}000株 = 156{,}000円$$

ロ　次に、令和６年９月24日に譲渡した株式3,000株の取得費を計算します。

［令和５年1月残株式］　［令和５年２月取得株式］

$$\frac{156{,}000円 + 680{,}000円}{1{,}000株 + 4{,}000株} = 168円$$

（１株当たりの金額）【１円未満切り上げ】

168円 × 3,000株 ＝ 504,000円

① 令和４年11月7日に取得した 3,000株 の取得に要した金額 468,000円

② 令和５年１月16日に譲渡した 2,000株 の取得費 312,000円
残株式 1,000株 の取得に要した金額 156,000円

③ 令和５年２月６日に取得した 4,000株 の取得に要した金額 680,000円
1,000株 156,000円

④ 令和６年９月24日に譲渡した 3,000株 の取得費 504,000円
残株式 2,000株 の取得に要した金額 336,000円

168円 × 2,000株 ＝ 336,000円

㊟　買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費(取得価額)に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、これらの金額を含めないで計算しています。

Ⅲ　譲渡所得等の金額及び税額の計算

１　一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、次のように計算します。

一般株式等の譲渡損益 / 上場株式等の譲渡損益 － 特定投資株式の控除額（※） ＝ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 / 上場株式等に係る譲渡所得等の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額 / 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 － 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除額等（※） － 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除額 ＝ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 / 上場株式等に係る譲渡所得等の金額

※　控除額及び繰越控除額は、一般株式等、上場株式等の順に控除します。

参考１

㈱　一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、他の一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、他の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除できますが、原則として一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。また、上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。

なお、控除できる赤字の金額について、その控除をしてもなお控除しきれない赤字の金額は、給与所得など他の各種所得（分離課税配当所得等を除きます。）の黒字の金額から差し引くことはできません。

一方、不動産所得など他の各種所得に赤字の金額がある場合においても、その各種所得の赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から差し引くことはできません。

2　税額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額	－	総所得金額等から控除しきれない所得控除額（※1）	＝	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額
上場株式等に係る譲渡所得等の金額				上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	×	所得税15%（他に住民税５%）	＝	所得税額（※2）（住民税額）
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	×	所得税15%（他に住民税５%）	＝	所得税額（※2）（住民税額）

※1　総所得金額等から控除しきれない雑損控除、医療費控除、配偶者控除、基礎控除などの所得控除の金額がある場合には、その控除しきれない金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。

所得控除の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から順次控除します（ただし、これと異なる順序で控除しても差し支えありません。）。

※2　所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

Ⅳ　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

1　概要

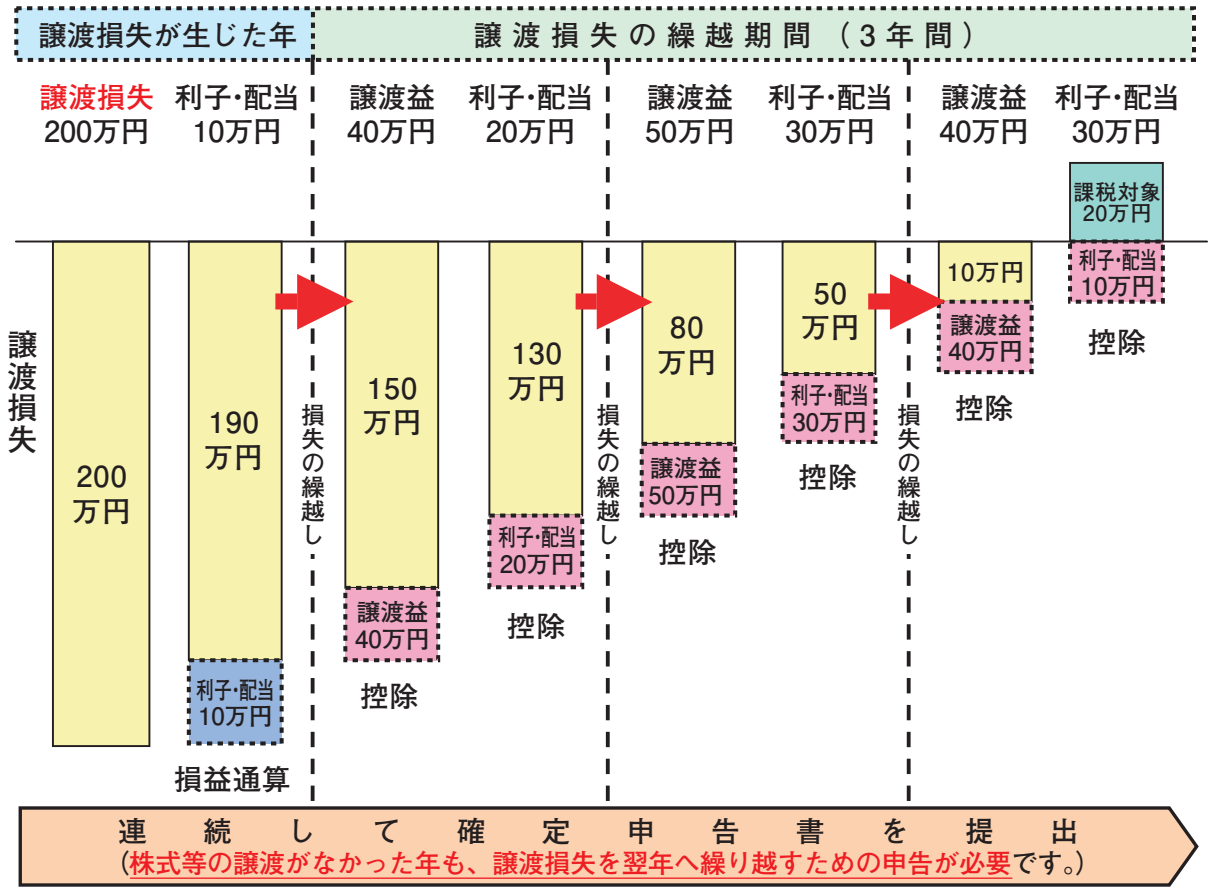

参考1

2　内容

上場株式等を**金融商品取引業者等を通じて譲渡（下記⑴参照）**したことにより生じた**譲渡損失の金額**は、確定申告により、その年分の**上場株式等に係る配当所得等の金額（下記⑵参照）**と**損益通算**することができます。

また、損益通算してもなお**控除しきれない譲渡損失の金額**については、その年分の**翌年以後３年間**にわたり、確定申告により、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から**繰越控除**することができます。

（注１）　繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

（注２）　上場株式等の譲渡であっても、いわゆる相対取引など（具体的には、次の⑴の①から⑪以外の方法による上場株式等の譲渡）により生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

（注３）　非課税口座（NISA）及び未成年者口座（ジュニア NISA）内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

⑴　上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡の範囲

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡（金融商品取引業者等を通じた譲渡）は、次の方法による上場株式等の譲渡をいいます。

① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関への売委託により行う譲渡

② 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）に対する譲渡

③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する譲渡で一定のもの

④ 法人の合併などによりみなし譲渡課税の対象となるもの（33ページの４⑵参照）

⑤ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人に対する譲渡

⑥ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡

⑦ 新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の発行法人に対する譲渡で一定のもの及び取得条項付新投資口予約権の発行法人に対する譲渡

⑧ 上場株式等を発行した法人に対して旧商法の規定に基づいて行う端株の譲渡

⑨ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第234条第１項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡

⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの

⑪ 所得税法第60条の２第１項又は第60条の３第１項の規定（国外転出時課税制度）により譲渡があったものとみなされるもの

⑵　上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額の損益通算の方法

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除します。

なお、上場株式等に係る配当所得等の金額とは、上場株式等の配当等(注)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限ります。）の合計額をいいます。

(注)　**「上場株式等の配当等」**とは、**特定公社債（33ページの４⑴②参照）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配など**をいい、大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の３％以上である株式又は出資を有する者）が支払を受けるものなどを除きます。

⑶　上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前３年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。

② 前年以前３年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する場合において、その年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「上場株式等に係る配当所得等の金額」があるときは、まずその「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除し、なお控除しきれない譲渡損失の金額をその「上場株式等に係る配当所得等の金額」から控除します。

※ 「上場株式等に係る配当所得等の金額」については、上記⑵の適用がある場合は、これを適用した後の金額になります。

⑷　所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の**「合計所得金**

額」は、配当所得等との**損益通算の適用後の金額**であり**繰越控除の適用前の金額**となります。

3　手続

それぞれの特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります。源泉徴収口座（39ページ参照）の譲渡損失の金額を申告する場合も同じです。

(1)　上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算

①　この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載します（【事例３】の24ページ**特例適用条文**を参照）。

②　上記①の年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書など**（※）の添付がある確定申告書を提出します。

なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越す場合には、次の(2)の手続が必要になります。

(2)　上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

①　上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書など**（※）の添付がある確定申告書を提出します。

②　上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年において**連続して確定申告書を提出します**（上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に**「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」**を添付する必要があります（46ページ参照）。）。

③　この繰越控除の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この**繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書など**（※）を添付します。

※　**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」などをいいます。**特例の適用に当たり必要な書類については、46ページの**「株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」**も参照してください。

Ⅴ　特定口座制度

1　概要図

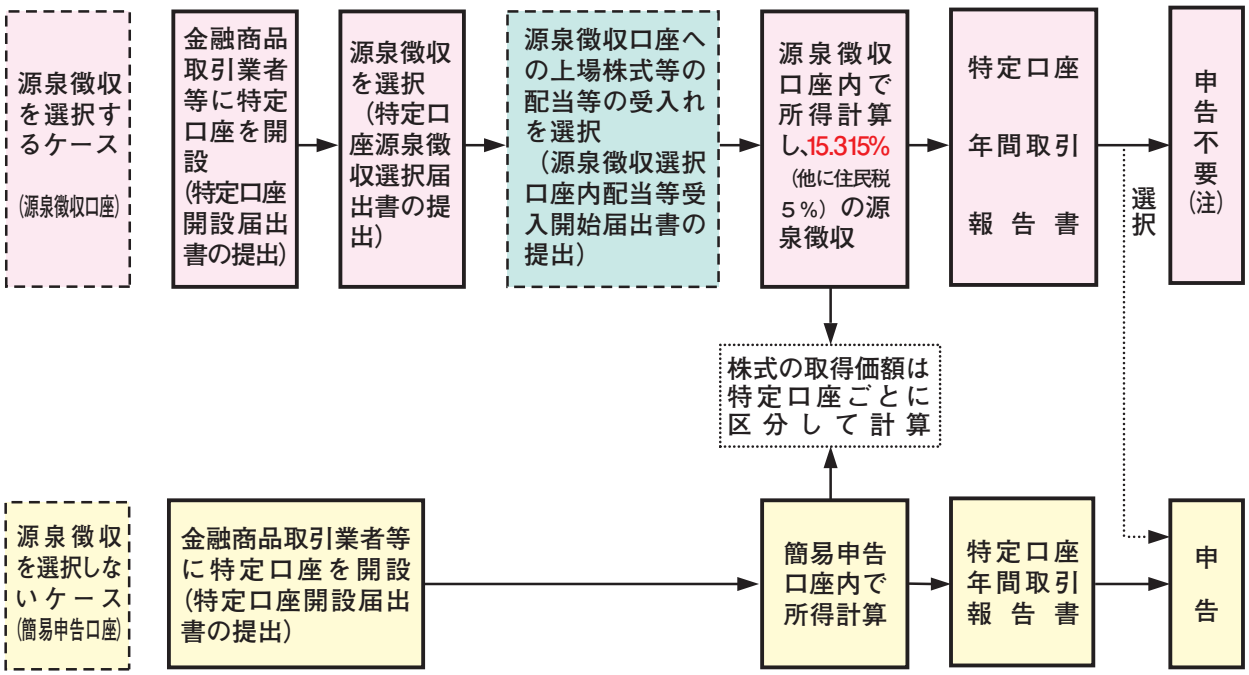

（注）　源泉徴収口座の譲渡損失の金額をその源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺する場合、又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける場合などには、確定申告が必要です。

2　内容

(1)　特定口座制度の概要

金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合において、その特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等（特定口座内保管上場株式等）を譲渡したときには、それぞれの**特定口座ごとに、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等の譲渡所得等の金額とを区分して計算します。**

また、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した**「特定口座年間取引報告書」**が、取引を行った年の**翌年１月31日までに金融商品取引業者等から交付されます。**

(2)　源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）【申告不要制度】

「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（源泉徴収口座）においては、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回の譲渡までの純利益の額を超える部分の金額**（源泉徴収選択口座内調整所得金額）**が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その**源泉徴収選択口座内調整所得金額**に**所得税及び復興特別所得税15.315％（他に住民税５％）の税率を乗じて計算した金額が金融商品取引業者等により源泉徴収**(注)**され、納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。**また、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができ、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額を基に金融商品取引業者等により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。**これらの場合、「配偶者控除」や「扶養控除」の適用の可否等を判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収口座の所得を含めずに判定します。**

ただし、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額（上場株式等の配当等を受け入れている場合には、その上場株式等の配当等との損益通算後の金額）が**赤字**となった場合で、その**赤字**の金額をその源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（36ページ参照）」の適用を受けるときなどには、確定申告をする必要があります。これらの場合には、次ページの**【注意】**をご確認ください。

(注)　年初からの譲渡の純利益を計算した結果、その金額が、その年における前回の譲渡までの純利益の額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない金額に所得税及び復興特別所得税15.315％（他に住民税５％）を乗じて計算した金額に相当する所得税及び復興特別所得税が金融商品取引業者等から還付されます。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の額の総額との損益通算は、年末時点で譲渡損益が確定した後に行われます。

3　手続

(1)　源泉徴収を選択する場合には、その年の最初の譲渡の時までに、金融商品取引業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は年単位となっていますので、**年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません。**

(2)　源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れる場合には、その口座に受入れをしようとする上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、金融商品取引業者等に対して、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。また、その受入れは「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するまで継続されます。

(3)　確定申告書を提出する場合において、「特定口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「その特定口座以外における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の合計は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**により行います。

(4)　**確定申告書を提出するに当たり、特定口座年間取引報告書の添付は不要です。**ただし、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、**「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。**

(注)　特定口座年間取引報告書を添付しない場合でも、税務署等で確定申告書等を作成するときは、特定口座年間取引報告書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【注 意】

源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額の申告に当たっては、次の点に注意してください。

1　源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（１回の譲渡ごと、１回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）。

2　源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、**源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。**

3　源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。

《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法

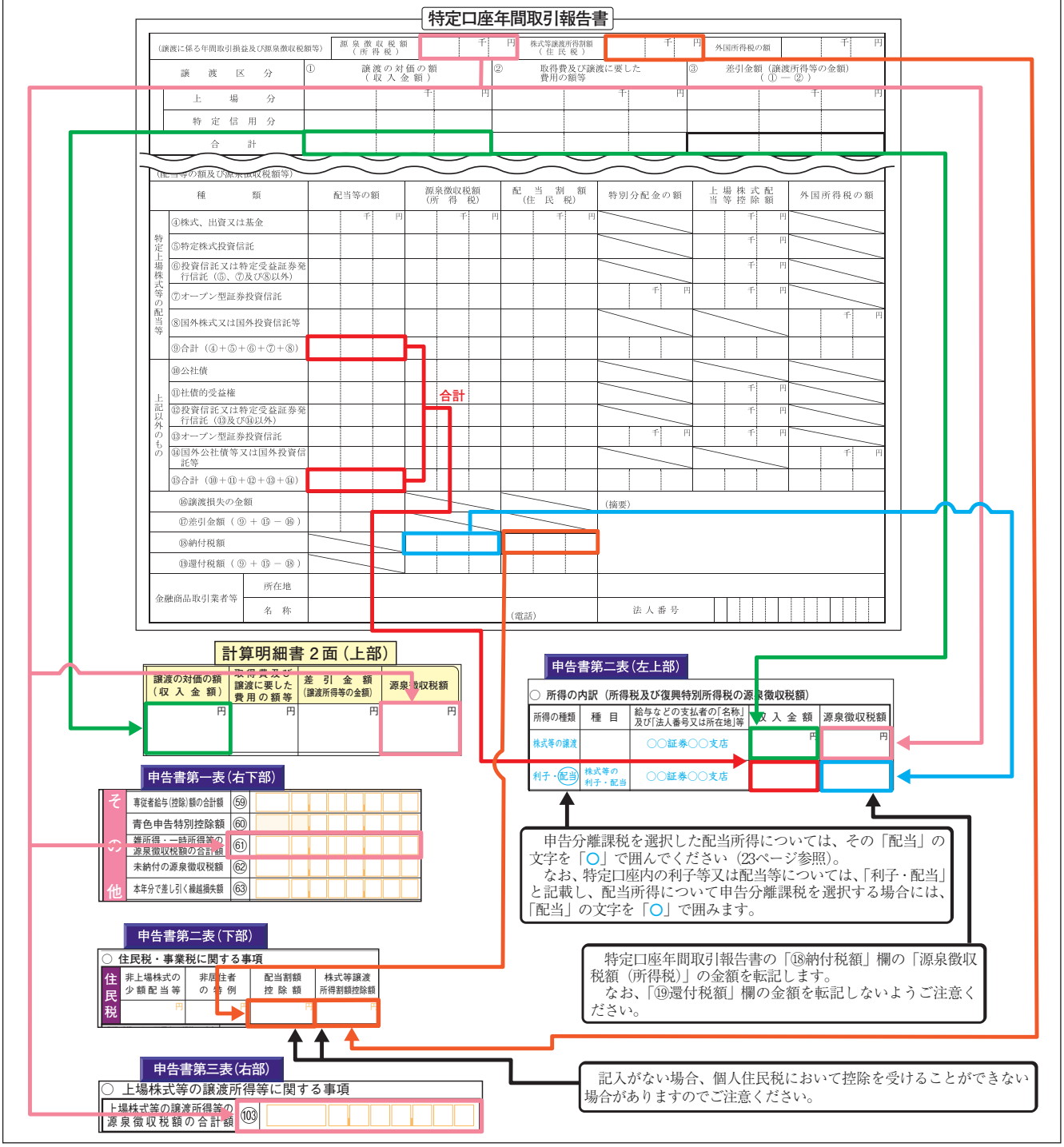

参考事項 1

【申告書第三表（分離課税用）の「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄】について

申告書第三表（分離課税用）の「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄（⑩上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額）には、申告することを選択した特定口座（源泉徴収口座）の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額など、次の①及び②に掲げる源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額を記入します（40ページの**《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**を参照）。

① 源泉徴収選択口座内調整所得金額について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税

② 割引債の償還金について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税

参考事項 2

【配当割額控除額】【株式等譲渡所得割額控除額】等について

個人住民税において、令和６年中に道府県民税配当割額（５％の税率）が特別徴収された特定配当等の額又は道府県民税株式等譲渡所得割額（５％の税率）が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額について申告する場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要があります。

この申告をすることにより、個人住民税において、特別徴収された配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けることができます。この確定申告書を提出する場合には、**申告書第二表**の**住民税・事業税に関する事項**の**「配当割額控除額」**欄及び**「株式等譲渡所得割額控除額」**欄を記入してください（40ページの**《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**を参照）。

なお、この申告をする場合、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額に影響する場合がありますので、ご注意ください。

㊟ 特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額については、確定申告及び個人住民税の申告をせずに、特別徴収で済ませること（申告不要）もできます。

また、令和６年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を所得税及び復興特別所得税の上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式と一致させることとなりました。

具体的には次のとおりとなります。

・ 上場株式等に係る配当所得等について、所得税及び復興特別所得税の確定申告で選択した申告（総合課税・申告分離課税）又は申告不要制度の課税方式（45ページ参照）は、個人住民税においても同様の課税方式となります。

・ 上場株式等に係る譲渡所得等について、所得税及び復興特別所得税の確定申告で選択した申告（申告分離課税）又は申告不要制度（39ページ２⑵参照）の課税方式は、個人住民税においても同様の課税方式となります。

おって、所得税及び復興特別所得税の確定申告において、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（36ページ参照）」の適用を受けない場合は、個人住民税においても特例の適用を受けられません。

参考事項 3

【特定口座内の投資一任契約に係る費用】について

投資一任契約に基づき、特定口座を開設している金融商品取引業者等に支払う固定報酬や成功報酬などの費用で、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に参入されるべき費用（以下「特定口座内の投資一任契約に係る費用」といいます。）がある場合には、①特定口座年間取引報告書の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄にその特定口座内の投資一任契約に係る費用の額を加算した金額が記載されるとともに、②特定口座年間取引報告書の「摘要」欄に、加算した特定口座内の投資一任契約に係る費用の額が記載されます。

そのため、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額について申告する場合において、その特定口座に係る特定口座年間取引報告書の「摘要」欄に、加算した特定口座内の投資一任契約に係る費用の額が記載されているときには、投資一任契約に係る運用報告書等に記載された固定報酬や成功報酬などの費用の額を重複して費用計上しないよう注意してください。

Ⅵ　株式等に係る譲渡所得等のその他の特例

以下の株式等に係る譲渡所得等の特例の詳しい内容については、国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧いただくか、税務署にお尋ねください。《措法：租税特別措置法、所法：所得税法》

1　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の11の2）

特定口座内保管上場株式等であったもの（内国法人の株式又は公社債に限ります。）が、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理株式等として特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている場合において、株式又は公社債を発行した内国法人に清算結了等の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式等の譲渡があったものと、その取得価額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

また、「特定口座内公社債」で一定の要件を満たすものについても、この特例の対象となります。

なお、その譲渡損失の金額については、確定申告により、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（36ページ参照）」の適用を受けることができます。

2　特定投資株式等に係る各種特例（いわゆるエンジェル税制）

⑴　特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37条の13）

特定投資株式（43ページの「参考事項４」参照）を払込みにより取得（特定権利行使株式（44ページ３⑴参照）の取得を除きます。）をした場合には、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その計算上、**その年中に払込みにより取得した特定投資株式**（その年の12月31日に有するものに限ります。以下「控除対象特定株式」といいます。）**の取得に要した金額として一定の金額の合計額**（この特例の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とします。）**が控除されます。**

なお、特例適用年の翌年以後の控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりの取得費は、その同一銘柄株式１株当たりの特例適用年の12月31日における取得費から、特例の適用を受けた金額として一定の金額をその年の12月31日において有するその同一銘柄株式の数で除した金額を控除した金額に調整します（43ページの「**【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算**」をご覧ください。）。

ただし、令和５年４月１日以後において、払込みにより取得する控除対象特定株式のうち、設立の日以後の期間が５年未満の株式会社（43ページの「参考事項４」の１又は２に掲げる株式会社に限ります。）で一定の要件を満たすものの特定投資株式に係るもの（以下「特例控除対象特定株式」といいます。）については、特例の適用を受けた金額として一定の金額が20億円を超える場合を除き、調整計算は行いません。

⑵　特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37条の13の３①）

払込みにより取得をした特定投資株式が、上場等の日の前日までの期間内に、清算結了等の事実により**株式としての価値を失ったことによる損失が生じたときは、その損失はその株式を譲渡したことによる損失とみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。**

⑶　特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37条の13の３④）

払込みにより取得をした特定投資株式を上場等の日の前日までの期間内に譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（上記⑵の損失も含みます。）のうち、譲渡した年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、**その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができます。**

⑷　特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37条の13の３⑦）

上記⑶の特例を適用しても、なお控除しきれない譲渡損失の金額は、その年の**翌年以後３年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができます。**

なお、同一年中に生じた「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」の繰越額及び「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の繰越額がある場合において、上場株式等の譲渡益から控除する順序は、①「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」、②「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の順となります。

【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算

ここでは、特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37条の13）（42ページの２(1)参照）の適用を受けて取得した株式の取得費の調整計算を説明します(注)。

この特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合、その取得費の計算は通常の方法（総平均法に準ずる方法）により計算した金額から調整計算をする必要があります。**【計算例】**は次のとおりです。

（注）　ここでは、特例控除対象特定株式に該当しない控除対象特定株式を取得した場合（その年における控除対象特定株式が１銘柄のみである場合）を前提としています。

【計算例】

①　特例の適用を受けた金額	6,000,000 円
②　令和６年12月31日において有する同一銘柄株式の株数	3 株
③　この特例を適用しないものとした場合における令和６年12月31日の取得費の金額（単価）	3,500,000 円
④　取得費の調整の際に控除する金額（①／②）	2,000,000 円
⑤　調整後の取得費の金額（単価）（③－④）	1,500,000 円

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩欄の「一般株式等」及び「上場株式等」の合計額を記載します。

特例の適用をしないで総平均法に準ずる方法により計算した、令和６年12月31日現在の取得費の金額を記載します。

令和７年以後にこの銘柄の株式を譲渡する場合の取得費の金額となります。

参考事項 4

【特定投資株式】について

特定投資株式とは次の株式をいいます。

1　中小企業等経営強化法第６条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式

2　内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない株式会社（中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の一定の要件を満たすものに限ります。）により発行される株式で次に掲げるもの

(1)　投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合で一定の要件を満たすものに係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの

(2)　金融商品取引法に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う一定の者が行う電子募集取扱業務により取得をされるもの

3　内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の２第１項に規定する指定会社で平成26年４月１日から令和７年３月31日までの間に同項の規定による指定を受けた会社により発行される株式

4　内国法人のうち、認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート銘柄の一部）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）を通じて取得されるもの

※　上記４については、平成31年３月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

5　内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年３月31日までに同法の確認を受けたものに限ります。）で、一定の要件を満たすものにより発行される株式で、その確認を受けた日から同日以後３年を経過する日までの間に発行されるもの

※　上記５については、平成28年３月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

6　内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式

※　上記６については、平成22年３月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

3　特定権利行使株式に係る各種特例（いわゆるストック・オプション税制）

⑴　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税（措法29条の２①）

いわゆる税制適格ストック・オプションを行使して株式（「特定権利行使株式」といいます。）を取得した場合の経済的利益は非課税とされています。ただし、その特定権利行使株式を譲渡した場合、その譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

⑵　特定権利行使株式に係る保管の委託等の解約等があった場合のみなし譲渡課税（措法29条の２④）

特定権利行使株式の保管の委託等の解約等により、その全部又は一部の返還又は移転があった場合には、その時点で、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

⑶　特定従事者が国外転出をする場合のみなし譲渡課税（措法29条の２⑤）

特定従事者が国外転出をする場合、その国外転出の時に有する一定の特定権利行使株式については、その時点で、権利行使時価額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

4　株式交換等に係る課税の特例（所法57条の４）

⑴　居住者が、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、①その旧株を発行した法人の行った株式交換(注1)によりその株式交換完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式交換完全親法人等の株式又は出資の交付を受けた場合、②その旧株を発行した法人の行った特定無対価株式交換(注2)によりその旧株を有しないこととなった場合、又は③その旧株を発行した法人の行った株式移転(注3)によりその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、その旧株の譲渡又は贈与はなかったものとみなされます（この場合、その旧株の取得価額は、その株式交換等により交付を受けたその株式交換完全親法人等の株式等に引き継がれます。）。

⑴注1　その法人の株主に株式交換完全親法人又は株式交換完全親法人との間に一定の関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった株式交換に限ります。

⑴注2　「特定無対価株式交換」とは、その法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は出資その他の資産が交付されなかった株式交換で、その法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式又は出資の交付が省略されたと認められる一定の株式交換をいいます。

⑴注3　その法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった株式移転に限ります。

⑵　居住者が、次の①から⑥までに掲げる有価証券をそれぞれ①から⑥までに掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由により取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合など一定の場合には、これらの有価証券の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、これらの有価証券の取得価額は、その事由により交付を受けたその法人の株式に引き継がれます。）。

①　取得請求権付株式　請求権の行使
②　取得条項付株式　取得事由の発生
③　全部取得条項付種類株式　取得決議
④　新株予約権付社債についての社債　新株予約権の行使
⑤　取得条項付新株予約権　取得事由の発生
⑥　取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債　取得事由の発生

5　株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の13の４）

個人が、その有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（①その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%に満たない場合並びに②その株式交付の直後の株式交付親会社が一定の同族会社に該当する場合を除きます。）には、その譲渡をした所有株式(注1)の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その所有株式の取得価額(注2)は、その株式交付により交付を受けたその株式交付親会社の株式に引き継がれます。）。

⑴注1　その株式交付により株式交付親会社の株式以外に交付を受けた資産がある場合には、所有株式の

うち、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額に対応する部分に限ります。

(注2) その株式交付により株式交付親会社の株式以外に交付を受けた資産がある場合には、所有株式の取得価額のうち、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額に対応する部分に限ります。

6 保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法64条②）

保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、主たる債務者に対し求償権の行使ができなくなった場合には、求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の金額は、一般株式等に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなされます。

7 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）

相続又は遺贈により取得した株式等を、相続の開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後３年を経過する日までに譲渡した場合には、その相続税額のうち譲渡した株式等に対応する部分の金額を、譲渡した一般株式等の譲渡所得の金額又は上場株式等の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算します。

Ⅶ 上場株式等の配当等の課税関係

上場株式等の配当等(注1)に係る利子所得及び配当所得の申告等については、①申告不要とする方法、②申告分離課税として申告する方法、③「上場株式等の配当等に係る配当所得」は総合課税とし、「それ以外のもの（利子所得）」は申告分離課税とする方法に大別され、これを図にすると次のとおりとなります。また、40ページの【注意】も併せてご確認ください。

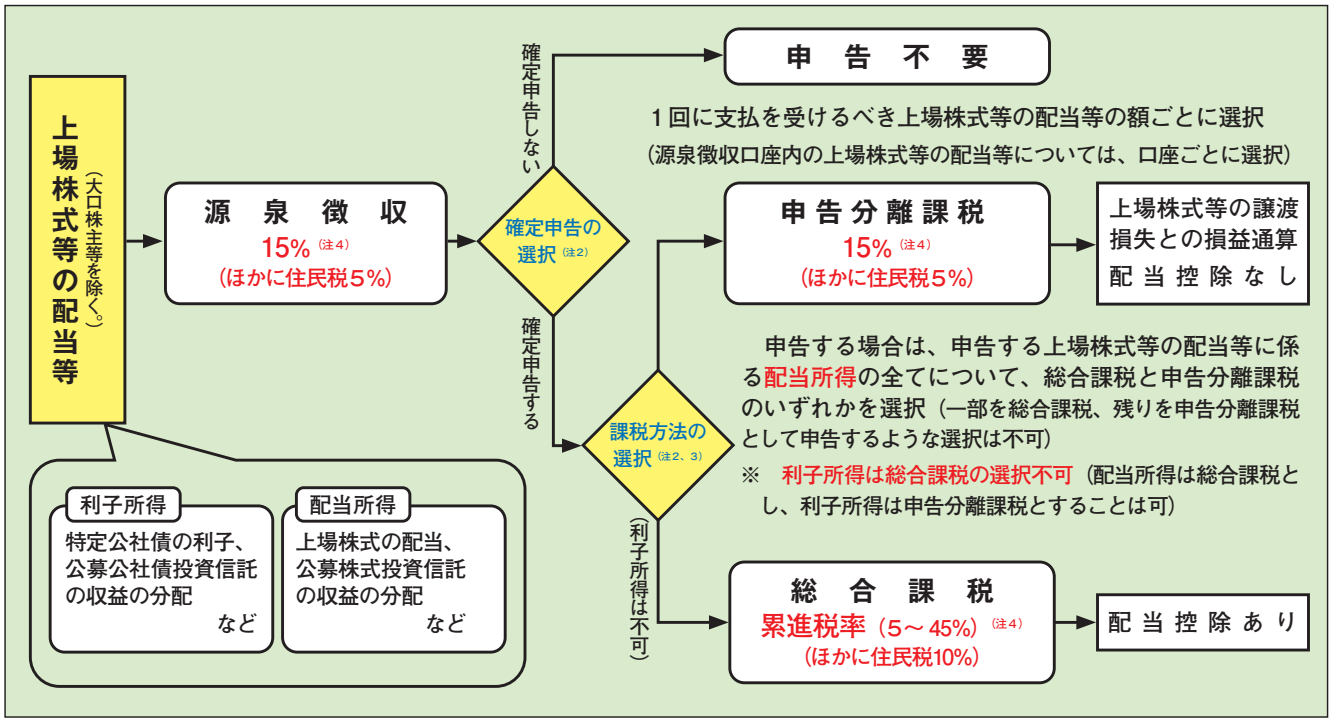

(注1) 大口株主等（その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の３％以上である株式又は出資を有する者をいいます。）が支払を受けるものを除きます。

(注2) その支払を受ける者を判定の基礎となる株主とした場合に同族会社に該当する法人と合算して、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の３％以上となるときにおけるその者が支払を受ける配当等については、「申告分離課税」を選択することはできません。また、少額配当等に該当する場合を除き、申告不要とすることもできません。

(注3) 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は「総合課税」を選択することはできません。また、「特定口座年間取引報告書」の「特定上場株式等の配当等」の⑨欄の金額は「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できますが、「上記以外のもの」の⑮欄の金額は「総合課税」の選択はできません。

(注4) 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

【参考２】 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類

		申告書第一表・第二表、第三表	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（注１、２）	確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）（注３）	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）（注２）	確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）（注３）	特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書	株式の異動明細書
特例適用なし		○	○					
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（36ページのⅣ参照）		○	○	○				
エンジェル税制	特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例（42ページのⅥ２(1)参照）	○	○				○	
	特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（42ページのⅥ２(2)参照）	○			○			○
	特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（42ページのⅥ２(3)参照）	○			○	○		○
	特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（42ページのⅥ２(4)参照）	○			○	○		○
	特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（注４）	○			○			○
税制適格ストック・オプションの適用を受けて取得した株式を譲渡した場合（44ページの３参照）		○			○			

（注１） 同一年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

（注２） 同一年中に「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を使用する場合と「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」を使用する場合とが重複するときは、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」を使用します。

（注３） 同一年中に「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を使用する場合と「確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」を使用する場合とが重複するときは、「確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」を使用します。

（注４） 平成20年法律第23号による改正前の租税特別措置法第37条の13の３に規定する特例をいいます。
平成12年４月１日から平成20年４月30日前までの間に払込みにより取得をした公開等特定株式（平成20年政令第161号による改正前の租税特別措置法施行令第25条の12の３第２項に規定する公開等特定株式をいいます。）について、その公開等特定株式を譲渡した場合で、一定の要件に該当するときは、その譲渡による一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、その２分の１に相当する金額となります。

注　意　点

○ 株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後に繰越控除の特例の適用を受けようとするときは、確定申告書に「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」又は「確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」を添付する必要があります。

○ エンジェル税制の適用を受ける場合は、表に掲げる書類のほか、都道府県知事等が発行した確認書など一定の書類を添付する必要があります。

【参考 3】

給与所得金額の計算表など

※　国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが**自動計算**されます。

1　給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	（申告書第一表の㋔欄の金額）　円	A

Aの金額	給与所得の金額		
～550,999円	0円		C
551,000円～1,618,999円	A－550,000円　円		
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円		
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円		
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円		
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		
1,628,000円～1,799,999円	A÷4の金額（千円未満の端数は切捨て）⇩ B　,000円	B×2.4＋100,000円　円	
1,800,000円～3,599,999円		B×2.8－　80,000円　円	
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2－440,000円　円	
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円　円		
8,500,000円～	A－1,950,000円　円		

○　**所得金額調整控除**

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額（F又はJ）をCの金額から控除します。

なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の10ページをご覧ください。

①　Aの金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合		
Aの金額	（最高1,000万円）　円	D
D － 850万円	円	E
所得金額調整控除額（E × 0.1）	円	F
差引金額（C － F）	円	G

②　あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合			
Cの金額		（最高10万円）　円	H
公的年金等の雑所得の金額（※）		（最高10万円）　円	I
所得金額調整控除額（（H ＋ I）－10万円）		円	J
差引金額	①の計算をした場合（G － J）	円	K
	①の計算をしなかった場合（C － J）	円	

※「**公的年金等の雑所得の金額**」については、「**令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページをご覧ください。

○　ここで計算した**給与所得の金額**（C）又は**給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額**（G又はK）は、**申告書第一表**の**所得金額等**「**⑥給与**」**欄**へ転記します。

2　総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	（申告書第三表の㊾欄の金額）　円	L

（注）**申告書第三表**の**税金の計算**「㊾課税される所得金額」欄の書き方は、12ページ、19ページ、25ページの**「課税される所得金額」の計算**を参照してください。

Lの金額	M（所得税の税率）	N（控除額）	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05　（5%）	0円	（L × M － N）
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1　（10%）	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2　（20%）	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23　（23%）	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33　（33%）	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4　（40%）	2,796,000円	円
40,000,000円 ～	0.45　（45%）	4,796,000円	（申告書第三表㊼欄へ）

お忘れなく！

マイナンバー（個人番号）の記載等について

確定申告書を提出する際は、

マイナンバー（12桁）の記載 ＋ **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認書類の例	
《例１》	マイナンバーカード
《例２》	通知カード、住民票の写しなど ＋ 運転免許証、公的医療保険の資格確認書など

※　本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

1　「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。

2　「住民票の写し」は、マイナンバーの記載のあるものに限ります。

3　「公的医療保険の資格確認書」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「令和６年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

○　次の１又は２に該当する方は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した**「財産債務調書」**を、**令和７年６月30日（月）**までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

1　確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和６年分の退職所得を除く各種**所得金額**の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和６年12月31日においてその価額の合計額が**３億円以上**の財産又はその価額の合計額が**１億円以上**の**国外転出特例対象財産**を有する方

2　令和６年12月31日においてその価額の合計額が**10億円以上**の財産を有する居住者の方

※　相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、この場合の財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。

○　居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、令和６年12月31日においてその価額の合計額が**5,000万円**を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した**「国外財産調書」**を、**令和７年６月30日（月）**までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※１　国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。

※２　相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載せずに提出することができ、この場合の国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページの「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。